

第 3 章

平成16年度事業実績

快適で健やかな生活の実現

- 1) 安全な水の確保

水道施設等の衛生指導事業

(根拠) 水道法

(1) 水道施設

平成17年3月末現在の管内の水道普及率は、90.1%であり、平成16年3月末現在における県平均91.3%及び全国平均96.9%と比べて低く、特に山間部を抱える東白川郡にあつては、管内でも低い状況にあります。

安心して飲める「おいしい水」が安定的に供給されるよう、また市町村等の水道施設の整備が計画的かつ効率的に進められるよう水道事業者の立入指導を実施しました。(参照資料編 表1)

水道施設等の状況

市町村	用水供給事業	上水道	簡易水道	専用水道	簡易専用水道	準簡易専用水道	給水施設	計
白河市		1	3	5	55	52	5	121
西郷村	1	1		12	28	17	6	65
表郷村		1		2	4		1	8
東村		1		1	3	1		6
泉崎村		1		1	11	4		17
中島村			1		2			3
矢吹町		1	1	4	12	6	5	29
大信村			1	1	4	8	1	15
小計	1	6	6	25	119	88	18	263
棚倉町		1	3	3	17	8	2	34
矢祭町			2		2	3	4	11
埴町			4	7	3	3	4	21
鮫川村			2	1	2	1	5	11
小計		1	11	11	24	15	15	77
合計	1	7	17	36	143	103	33	340

(2) 水道国庫(県費)補助事業実施状況

水道施設の整備が計画的かつ効率的に進められるよう水道事業者を指導しました。

水道国庫(県費)補助事業実施状況

	町村名	地区名	区分(補助率)	工期	平成16年度事業費(円)			備考
					総事業費	国庫補助	県費補助	
上水道	矢吹町	第4次拡張	広域化促進(1/3)	7~17	112,456,228	36,000,000	0	配水管布設工
	棚倉町	第5次拡張	石綿セメント管更新(1/4)	11~26	56,631,850	14,000,000	0	配水管布設替工
簡易水道	矢吹町	三城目	基幹改良(1/4)	10~17	13,258,509	3,250,000	0	排水管布設工
			水量拡張(1/3)	10~17		0	0	取り下げ
	大信村		基幹改良(1/4)	15~22	100,800,000	25,200,000	0	セメント管の布設替
			増補改良(1/3)	14~17	23,571,216	7,500,000	1,575,000	セメント管更新
	矢祭町	矢祭第一	基幹改良(1/3)	14~17	23,571,216	7,500,000	1,575,000	セメント管更新
			増補改良(1/3)	15~18	67,756,690	18,500,000	0	石井水源、配水池整備
埴町	高城	基幹改良(4/10)	12~19	7,308,000	2,415,000	507,000	配水池新設	
		水量拡張(1/3)	10~16	15,298,500	6,073,000	1,062,000	水源確保	
		基幹改良(1/3)	13~19	52,355,100	12,992,000	2,728,000	送排水管の布設替	

(3) 飲用井戸等の衛生対策指導

有害物質等による汚染が判明した飲用井戸の利用者に対しては、水道への転換を原則とした指導を行ったほか、水質検査などの指導を実施しました。

・有害物質の検出について、1件（泉崎村）の相談・指導を行いました。

- 2) 食品等の安全性の確保

1 食品営業許可施設等の指導事業

(根拠) 食品衛生法、食品安全基本法

「福島県食品安全確保に関する基本方針」及び「食品安全確保対策プログラム」に基づき農産物の残留農薬、食品中の添加物等の収去検査を実施するなど生産から消費に至る全ての段階で一貫した食品の安全性を確保し、さらに県が策定した「平成16年度食品衛生監視指導計画」により製造施設等の監視指導を実施し、食中毒等、食品に起因する健康被害の未然防止を図っています。

また、食品取扱者や消費者を対象とした衛生講習会、諸学校の児童を対象とした食品衛生教室など各種講習会を開催し、広く食品衛生思想の普及啓発を行いました。

(参照資料編 表2、3)

(1) 食品衛生関係施設の指導状況

平成16年度末現在の食品営業許可施設数は、3,602施設で、最も多いのは飲食店営業で、1,701施設で48%を占めており、次いで乳類販売業、喫茶店営業の順となっています。

また、営業許可を要しない施設数は、3,355施設で、最も多いのは菓子販売業で全体の47%を占めており、次いで食品販売業、野菜果物販売業の順となっています。

(2) 食品関係施設の監視・指導

食品の製造加工、調理・販売施設など食品取扱施設に対し、定期的に立入検査を行い衛生確保の徹底を図るとともに、夏期一斉及び年末一斉取り締まりなどにより食中毒等の事故防止を指導を実施しました。

平成16年度において、監視指導総数は4,611件で、その内許可施設の延べ監視件数は2,689件、許可を要しない施設の延べ監視件数は、1,922件となっています。

2 食品の安全対策事業

(根拠) 食品衛生法

(1) 食品の収去検査

違反食品の不良食品の流通を防止するため、平成16年度においては、390検体について食品製造所や販売施設等から食品等を収去検査を実施し、その結果に基づいて衛生確保の指導をしました。検査結果が不良であったものは、菓子の添加物使用基準違反、食肉製品の添加物不記載でした。

食 品 種 別	試験した収去検体数 (実数)	不良 検体数 (実数)	不 良 理 由 (延 べ 数)				
			大腸菌群	異 物	添加物 使用基準	法定外 添加物	その他
魚 介 類	24						
冷凍食品							
無加熱摂取冷凍食品							
凍結前加熱冷凍食品	7						
凍結前未加熱冷凍食品	3						
魚 介 類 加 工 品	33						
肉 卵 類 加 工 品	37	1					1
乳 類 製 品	2						
乳 類 加 工 品							
アイスクリーム類・氷菓	8						
穀類及びその加工品	40						
菓 子 類	127	1			1		
清 涼 飲 料 水	46						
酒 精 飲 料	6						
氷 雪							
水	1						
か ん 詰 び ん 詰 食 品							
そ の 他 の 食 品	56						
添 加 物							
器具・容器包装・おもちゃ							
合 計	390	2			1		1

(2) 食品衛生思想の普及啓発

食品関係営業者や集団給食従事者などを対象に、衛生管理向上や食中毒防止などの衛生教育を行うとともに、一般消費者からの依頼に対し講師を派遣するなどして啓発を実施しました。

また、小学校の児童を対象に食品衛生教室を開催し、幼少期から食中毒の予防と手洗いの実習による衛生確保の重要性を啓発しました。

平成16年度の衛生教育の実施は、講習会を91回開催し、受講者数は2,854名で、出前講座については、53回、受講者1,916名でした。

衛生教育講習実施状況

区 分	実施回数	受講者数
食品関係営業者等講習会	32	1009
食品衛生責任者養成講習会	6	154
食品衛生責任者再教育講習会	12	206
集団給食施設関係者講習会	5	299
消費者等食品衛生講習会	7	124
小(中)学校の食品衛生教室	24	934
その他	5	128
計	91	2854

出前講座(講師を派遣した講習会)

区 分	実施回数	受講者数
営業者等	18	597
集団給食施設	2	159
消費者等	3	50
その他	26	994
農産物直売所	3	98
食品製造業	1	18
計	53	1916

(3) 『食品安全110番』の状況

食品の安全に関する苦情、相談、問い合わせ等の総合窓口として、保健所に『食品安全110番』を設置するとともに、違反や事件の疑いのあるものについては、食品衛生関係法令を所管する関係機関と連携し、立入調査を行うなど違反等の再発防止に努めました。

苦情・相談の件数は、2件(カビ発生、表示不良各1件)で前年度の1/4でした。

受付件数	処 理 数	
	当 所	他保健所へ通報
	2	0

(4) 食中毒の発生状況

平成16年度、管内に於いては、2件の食中毒が発生したため、患者等の把握、被害の拡大防止に努めるとともに原因の究明、再発防止などを指導しました。

発生日月	発生場所	摂食者数	患者数	原因食品	病因物質	原因施設
16年9月13日	鮫川村	9	9	きのこ汁	ツキヨタケ	家庭
16年9月20日	矢祭町	342	105	洋菓子	サルモネラ	菓子製造業

- 3) 安全で衛生的な環境の確保

1 環境衛生関係施設等の衛生指導事業

(根拠) 興行場報、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、墓地埋葬等に関する法律、温泉法他

(1) 環境衛生関係施設

環境衛生関係営業施設は下表のとおりです。管内の各業種毎の営業施設数はおおむね横ばいの状況にありますが、旅館、取扱所においては施設老朽化、営業形態の変化等により微減傾向となっています。営業施設に対しては、定期的な監視指導を実施し衛生管理基準の遵守を指導しました。(参照資料編 表4)

市町村別環境衛生施設数

市町村	旅館業(ア)				興行場(イ)	公衆浴場(ウ)		理容所	美容所	クリーニング所(エ)		合計	
	ホテル	旅館	簡易宿所	下宿		普通	その他			一般	取次		
白河市	10	31	1		3		8	77	100	12	39	281	
西郷村	7	18	5				11	24	23	2	7	97	
表郷村		4	1				4	10	11	2	2	34	
東村		2	1		1		3	7	7	1	5	27	
泉崎村	1	3	2		1		3	8	9		6	33	
中島村		1					1	8	7	1	3	21	
矢吹町	2	10	2	1	1		5	28	39	4	16	108	
大信村		3	2				3	8	6	1	3	26	
小計	20	72	14	1	6		38	170	202	23	81	627	
棚倉町	5	21	1		1		8	27	34	3	19	119	
矢祭町		8	4				3	8	15	2	3	43	
埴町	1	10					3	17	26	5	11	73	
鮫川村		4	5				3	7	4		3	26	
小計	6	43	10				17	59	79	10	36	261	
合計	26	115	24	1	7		55	229	281	33	117	888	
施設	15年度	24	116	24	1	7	0	54	225	284	36	129	900
	14年度	24	121	25	1	7		552	224	283	36	142	915

ア ホテル営業、旅館営業及び簡易宿所の内訳

	総数	公的宿泊施設	民間保養所	ホテル	ビジネスホテル	モーテル類似施設	観光旅館	普通旅館又は簡易宿所	民宿	ペンション	山小屋バンガロー	その他
ホテル営業	26	1	1	10	13							1
旅館営業	115	2	4	1	4	22	6	72		2		2
簡易宿所営業	(通年)	16						13	2	1		
	(季節)	8						1			7	

イ 興行場の内訳

総数	スポーツ施設等	公会堂・市民会館等
7	2	5

ウ 公衆浴場の内訳

総数	普通公衆浴場	サウナ風呂	老人福祉センター	デイサービス	ヘルスセンター等	旅館	温泉	その他
55	0	2	8	3	7	11	2	22

エ クリーニング所の内訳

施設の総数	一般	特定洗濯物取扱施設	リネン	パーク使用施設	エタン使用施設	取次所
150	33	2	3	0	0	117

オ 理容・美容所及びクリーニング所従業員数の内訳

理容所			美容所			クリーニング所		
理容師数	その他	小計	美容師数	その他	小計	クリーニング師	その他	小計
440	8	448	453	28	481	46	217	263

(2) 環境衛生関係その他の施設

施設数には、大きな増減は見られないが、新白河駅周辺の市街化開発にともない、特定建築物が増加しています。

市町村	火葬場 (ア)	墓地・納骨堂 (ア)	特定建築物 (イ)	建築物環境衛生登録業 (ウ)	コインランドリー	一般プール (エ)	温泉		合計	
							源泉	利用施設		
白河市	1	89	19	5	7	2	2	1	126	
西郷村		57	7		1	4	28	26	123	
表郷村		37	2		1	2			42	
東村		23	1			1	2	3	30	
泉崎村		10			1	1	3	4	19	
中島村		14				1	1	1	17	
矢吹町	1	52	6		3	2	7	8	79	
大信村		29				1	3	1	34	
小計	2	311	35	5	13	14	46	44	470	
棚倉町	1	93	4	1	2	2	2	3	108	
矢祭町		68	1			1	3	4	77	
塙町		88	1	2	2	1	11	11	116	
鮫川村		46				1	3	3	53	
小計	1	295	6	3	4	5	19	21	354	
合計	3	606	41	8	17	19	65	65	824	
施設	15年度	3	607	41	9	16	20	67	64	827
	14年度	4	607	38	8	13	19	67	61	809

ア 火葬場等施設内訳調べ

火葬場			墓 地					納骨堂		
公 営	その他	小 計	公 営	法 人	共 同	個 人	小 計	公 営	法 人	小 計
3		3	317	125	59	44	605		1	1

イ 特定建築物の内訳

	興行場	店 舗	事務所	専ら事務所 (再掲)	学 校	旅 館	その他	計
特定建築物数	(4) 4	15	(5) 6	(1) 1	(3) 5	9	2	(12) 41
管理技術者選任数	4	15	6	1	5	9	2	41

ウ 建築物環境衛生に係る登録業者の内訳

建築物 清掃業	空気環 境測定 業	空調ダ クト清 掃業	飲料水 水質検 査業	飲料水 貯水槽 清掃業	排水管 清掃業	ねずみ 昆虫等 防除業	環境衛 生一般 管理業	総合管 理業	計
2				5	1				8

エ 遊泳用プール施設の内訳

公 営	民 営	計
15	4	19

2 環境衛生確保対策事業

(1) レジオネラ属菌水質検査事業

旅館及び公衆浴場浴槽水のレジオネラ属菌を検査し、関連設備の衛生管理の指導資料としました。

検出された施設に対しては、立入検査を行うとともに、自主検査を指導した結果指導基準以下となったことを確認しています。

レジオネラ属菌水質検査結果

検査施設数	検査結果		備 考 (指針値)
	不検出	検 出	
16	11	5	10cfu/100ml

(2) 理容・美容所衛生確保対策事業

皮膚に接する器具の消毒効果確認のため、フードスタンプを用いてブドウ球菌及び一般細菌の検査を実施し、その結果をもって消毒方法について適切な指導、啓発の資料とした。陽性となった施設に対しては、立入等により消毒方法の再指導を実施しました。

フードスタンプ検査結果

	検査施設	検査結果	
		良好	要指導
理容所	13	2	11
美容所	10	4	6

(3) 県南地域生活習慣改善推進(禁煙対策)事業

当所では職場の分煙指導及び禁煙対策支援を支援するため、平成13年～15年度までの事業として実施しましたが、今年度も事業所内の空気環境測定を希望した事業所に対し測定を実施しました。

- ・実施事業所 2施設

3 家庭用品安全対策試買検査

乳幼児用の衣服やトイレ洗浄剤等の家庭用品を監視するとともに試買検査実施しています。検査結果については、全て適合でありました。

家庭用品安全対策試買検査状況

	ホルムアルデヒド (生後24ヶ月以内の乳幼児のもの)	ホルムアルデヒド (生後24ヶ月以内の乳幼児のものを除く)	水酸化ナトリウム又は水酸化カリウム	メタノール	計
検体数	4	4	3	4	15
不適数	0	0	0	0	0

4 ねずみ・衛生害虫等の駆除相談状況

一般住民からの相談に対して害虫等の同定、駆除相談に対応するとともに、相談内容によっては現地確認・専門業者を紹介しました。

	アタナジラ	ダニ	ヘビ	アブ	ネズミ	ハエ	ハチ	ユスリカ	アメンロ	その他	合計
苦情・相談数	1	5	2	1	2	1	8	1	1	3	25

5 衛生講習実施状況

営業者の自主衛生管理強化の一環として関係組合が開催した衛生講習会へ担当職員を講師として派遣し衛生向上を図りました。

開催日 (平成年月日)	内 容	対象者	出席者数	主催者
16年10月25日	理容業衛生消毒講習会	理容従事者	37	理容組合白河支部
16年10月25日	理容業衛生消毒講習会	理容従事者	26	理容組合矢吹支部
16年11月17日	清掃業従事者研修指導者講習会	清掃作業従事監督者	53	福島県ブルメンテナンス協会
16年11月29日	理容業衛生消毒講習会	理容従事者	72	理容組合棚倉支部
17年3月14日	理容・美容所の衛生対策推進会議	理容組合長	6	県南保健所

6 温泉保護対策事業

福島県温泉保護利用対策要綱及び関連通知に基づき、温泉資源の枯渇防止、安定供給及び有効利用を踏まえ指導を行うとともに利用されている温泉については、定期的な立入調査を実施し、源泉の管理状況、湧出量及び揚湯量の変化を監視しています。また、温泉を公共の浴用に利用する施設に対しては、監視指導し、温泉の成分等による衛生上の危害の未然防止を図りました。

温泉源泉数及び監視指導状況

利用源泉		未利用源泉		源泉数	監視指導数
自噴	動力装置	自噴	動力装置		
8	22	7	28	65	68

温泉利用施設数及び監視指導状況

温泉利用施設		温泉利用施設合計	監視指導数
浴用	飲用		
65	0	65	65

- 4) 人にやさしいまちづくりの推進

「福島県やさしさマーク」交付事業

(根拠) 福島県やさしさマーク交付要綱

(内容)

商店、飲食店、理美容所、金融機関、病院など不特定多数の人が利用する施設で、お年寄りや身体の不自由な人をはじめ、すべての人が安心して利用できるよう段差、通路幅の確保、車いす用トイレの整備など「人にやさしいまちづくり条例」の整備基準を満たしている建物に「やさしさマーク」を交付しています。

平成16年度は、交付実績はありませんでした。

(参照資料編 表5)

- 5) 安心して暮らせる住環境の整備促進

高齢者にやさしい住まいづくり助成事業

(根拠) 福島県高齢者にやさしい住まいづくり助成事業実施要綱

(内容)

高齢者が自宅における転倒等により要介護(要支援)状態とならないよう住宅改修を実施する者へ改修資金を助成することにより介護状態に陥ることを予防し、併せて、自立した在宅生活の継続を図ることを目的に補助しました。

高齢者にやさしい住まいづくり助成事業実施市町村及び件数

市町村	実施有無	補助件数	市町村	実施有無	補助件数
白河市		21	棚倉町		5
西郷村		5	矢祭町		1
表郷村		5	塙町		5
東村		5	鮫川村		5
泉崎村		3	計	11	72
中島村		5	15年度	12	75
矢吹町		12	14年度	11	59
大信村		0			

- 6) 人と動物の共生の推進

人と動物の共通感染症である狂犬病の発生防止を目的とした『狂犬病予防法』並びに『犬による危害の防止に関する条例』に基づき畜犬登録及び狂犬病予防注射事業の推進指導、放置犬等に対する指導取り締まりを実施しました。

また、『動物の愛護及び管理に関する法律』に基づき、動物愛護ボランティア養成事

業小学校への獣医師派遣事業、飼い犬のしつけ方教室、動物の譲渡事業を実施し、動物の愛護思想の普及啓発を実施しました。

1 管内の畜犬登録及び狂犬病予防注射の実施状況

(根拠) 狂犬病予防法

平成16年度の管内の畜犬登録及び狂犬病予防注射の実施状況は、下表の通りです。(参照資料編 表6)

畜犬登録及び狂犬病予防注射実施頭数

市町村	総登録頭数	新規登録頭数	死亡届出頭数	注射頭数	注射率
白河市	2,734	237	197	2,205	80.7%
西郷村	1,467	106	115	1,225	83.5%
表郷村	624	52	42	418	67.0%
東 村	533	62	51	427	80.1%
泉崎村	582	38	40	431	74.1%
中島村	478	56	31	348	72.8%
矢吹町	1,502	107	97	1,128	75.1%
大信村	461	24	44	425	92.2%
棚倉町	964	75	72	749	77.7%
矢祭町	532	52	44	500	94.0%
塙 町	707	67	64	519	73.4%
鮫川村	427	50	25	318	74.5%
合 計	11,011	926	822	8,693	78.9%

2 犬の苦情処理状況等

平成16年度の犬に関する苦情件数は278件で、ここ数年間は、わずかではありますが減少しております。苦情の内容は、捨て犬・迷い犬・放浪犬が一番多く170件と苦情全体の約60%を占めています。(参照資料編 表7、8)

犬苦情処理件数

区 分	放し飼い	捨て犬	迷い犬	放浪犬	野 犬	家畜・田畑等の被害
件 数	35	37	50	83	24	9
区 分	咬傷等の危険性	臭気・はえ	鳴き声	脱糞	その他	計
件 数	9	0	7	4	20	278

3 飼い犬のしつけ方教室

飼い犬のしつけ方教室は、保健所職員と動物愛護ボランティア登録者が教室受講希望者に対して実施しています。内容は、動物関係法令、犬の生理・行動・健康管理やしつけ方法等の講義及びしつけ方の実技講習の2部構成で、飼い主と飼い犬に対し人と動物とが共生できるよう社会的な基本マナーを取得してもらうことに主眼をおいて実施しています。

なお、実施状況は次のとおりです。

区分	回数	受講者数
講義	2	20名
実技	2	17名

4 動物の譲渡事業

動物の愛護と適正飼養を目的に抑留犬及び引き取り依頼動物の譲渡事業を実施しました。

譲渡の内訳

成犬	1頭
子犬	4頭

5 小学校への獣医師派遣事業

動物を愛護する気風を醸成し、生命の尊重や友愛など情操面での涵養を目的に開催要望のあった小学校への獣医師を派遣し、動物愛護ボランティア登録者等の協力のもと小学校で飼養している哺乳類や鳥類等の飼育方法を重点とした教育啓発を実施しました。

獣医師派遣実施状況

派遣学校数	受講者数	協力者数
2校	32名	2名

動物愛護ボランティア

6 動物取扱業における動物適正管理対策事業

動物の適正な飼育・管理の徹底を図るため、動物取扱業者の立入指導を実施しました。

動物取扱業施設状況

市町村	販売	保管	貸出	訓練	展示	計	主な取扱動物等
白河市	5	1				6	<販売> 犬、猫、ウサギ、ハムスター、 <保管> インコ、ハト、水鳥、 カメ <貸出> 馬
西郷村	2	1	1			4	
表郷村						0	
東 村	2					2	
泉崎村	2					2	
中島村						0	
矢吹町	4					4	
大信村						0	
棚倉町	3					3	
矢祭町						0	
埴 町	2					2	
鮫川村						0	
計	20	2	1			23	

生涯にわたる健康づくりの推進

- 1) 健康ふくしま21県民健康づくり運動の推進

1 健康づくり・栄養改善対策

(1) 健康づくり・栄養改善指導

(根拠) 健康増進法第18条

(内容)

健康づくり及び栄養に関する指導について、特に栄養面からの面接指導・集団指導・電話等で指導を行いました。(参照資料編 表9)

(2) 国民健康栄養調査

平成16年度は該当地区なしで当管内は実施しませんでした。

(3) 市町村栄養改善事業の支援事業

小児期における生活習慣病予防対策としてモデル地区として取り組んで来た市町村が主体的に事業に取り組むこととなり、ワーキングのメンバーとして参加しました。

- ・矢吹町 2回(矢吹っ子の健康を考える連絡会委員会)
- ・中島村 4回(「元気っ子中島」事業)

(4) 管理栄養士・栄養士指導事業

(根拠) 栄養士法第2条

(内容)

- ・管理栄養士申請書等進達事務 10件
- ・栄養士申請書等進達事務 13件
- ・管理栄養士・栄養士免許申請指導 30件

2 食品の特別用途表示・栄養表示基準制度の管理事業

(根拠) 健康増進法第26条

(内容)

栄養表示等相談および指導 5件

3 特定給食施設管理事業

(根拠) 健康増進法第20条

(内容)

管内の特定給食施設数は、下表のとおりです。15年度と同数です。

特定給食施設数

特定給食施設	61施設
その他の特定給食施設	53施設
計	114施設

(1) 集団指導(特定給食施設講習会)

(根拠) 健康増進法第18条第1項第2号外

(内容)

健康増進に果たす給食の役割について理解を深めるとともに、給食運営に関する必要事項及び健康に関する各種情報の取得を促すことを目的に実施しました。講習会の内容を、栄養士の有無に対象施設を分けて、グループワークを入れて実

施しました。

実施状況 開催回数 3回 参加状況 108施設(142人)

(2) 特定給食施設およびその他の給食施設に対する個別指導の実施状況

(根拠) 健康増進法第18条第1項第2号外

(内容)

健康増進法第18条第1項第2号及び第22条による指導助言を114施設に実施しました。(参照資料編 表10)

4 「健康ふくしま21計画」推進地区組織育成支援事業

健康づくり対策において、地域ボランティアの積極的な地域活動への参画は重要であるため、市町村が行う食生活改善推進員の育成を支援し、地区組織活動を支援しました。

地区食生活改善推進員連絡協議会の支援(管内食生活改善推進員数251人)

県南地区活動: 総会1回・理事会8回・研修会2回 計11回

参加延べ数 1,207人

5 「健康ふくしま21計画」食環境整備事業

(根拠) 「健康ふくしま21計画」推進食環境整備事業実施要綱

(内容)

管内の飲食店等が外食を通じた健康づくりの必要性を認識し、食事の栄養成分表示や健康に配慮した食事の提供に取り組んでもらい、住民が安心して外食を楽しめる食環境の整備を図りました。

今後は、各管内市町村に拡げて行く予定です。

(1) 事業内容: メニューの栄養成分表示 栄養・健康情報の提供
ヘルシーメニューの提供
(強調メニュー、体にやさしいオーダーメニュー)
禁煙・分煙の実施

(2) 登録店舗数: 平成15年度 3店舗
平成16年度 9店舗 計12店舗

- 2) 生活習慣病予防の推進

1 喫煙対策事業

(根拠) 健康増進法第25条

(内容)

「健康ふくしま21計画」では、生活習慣病予防のため、「たばこ」の取り組みを重要課題とし、成人の喫煙率の減少、未成年者の防煙に重点を置いた対策を進めています。当管内においても、平成15年度に実施した喫煙状況実態調査結果から喫煙率が男女とも県平均と比べて高いことから、事業所等の分煙をすすめ、禁煙しやすい環境づくりを推進し、あわせて未成年者がたばこに手を出さない支援体制をつくり、未成年者の喫煙経験率を下げることを目的として事業を推進しました。

事業内容

(1) たばこに関する健康被害の情報提供、普及啓発活動

- ・理容組合研修会・食品衛生協会総会における啓発
- ・世界禁煙週間におけるチラシ等での啓発

(2) 禁煙支援に関する活動

禁煙支援を実施している医療機関等を把握するため、医師会、歯科医師会、

薬剤師会の会員にアンケートを実施しました。

また、アンケートの結果、禁煙支援を実施していることについて、公表して良いとの回答のあった施設については、活用を啓発するため、関係機関に対して情報を提供しました。

(内容)

回答結果：回収率 128箇所回答 / 186箇所中 (68.6%)

禁煙支援を実施している医療機関等は46箇所あり中で「公表して良い」との回答は33箇所でした。

情報提供先：97箇所に禁煙支援をしてくれる医療機関名の情報を提供しました。

(管内市町村、小中・高等学校、白河労働基準監督署等)

(3) 分煙推進に関すること

・公共施設の禁煙化については、表郷村が全面禁煙となりました。

鮫川村は検討委員会を立ち上げ、村全体で取り組んでおり、当事務所も委員として参加しました。(参照資料編 表11)

・空気環境調査は、鮫川村で2箇所実施しました。

(4) 喫煙防止教育支援に関すること

出前講座で講師派遣：小・中学校：10回 392人

事業所：3回 134人

2 生活習慣病予防普及啓発事業

(1) 地産地消イベント(ウォーキング大会)における運動指導の実施

参加人数 198人

(2) 生活習慣病予防についての健康教育 4回 268人

- 3) 成人保健・職域保健の推進

老人保健事業市町村事務支援

住民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、管内市町村において、老人保健法に基づく保健事業が実施されています。

保健事業は、健康手帳の交付 健康教育 健康相談 健康診査 機能訓練 訪問指導からなっており、その他、がん検診や肝炎ウイルス検診等も実施されています。(参照資料編 表12)

これらの各事業の「保健事業第4次計画」に基づく円滑な実施と、市町村保健福祉計画の達成を図るため、市町村に対し助言及び支援を行っています。

(1) 老人保健事業市町村事務技術的助言

(根拠) 老人保健事業(医療等以外)市町村事務技術的助言実施方針

(内容)

生活習慣改善等を通じた疾病予防対策の推進、要介護状態予防対策の推進、健康度評価の実施及び適切な事務執行のため、市町村に対し事務技術的助言を行いました。

実施市町村：白河市、西郷村、東村、棚倉町(管内の1/3程度)

(2) 老人保健事業ステップアップ市町村支援事業

(根拠) 老人保健事業ステップアップ市町村研修会開催要項

(内容)

ステップアップ市町村研修会

要介護状態予防対策の推進を図り、生活機能低下予防につながる事業の考え方や対象者の評価の視点を学び、効果的な事業推進が図られるよう下記研修会を開催しました。

ステップアップ市町村研修会開催状況

開催年月日及び場所	内 容	参加者数
16年9月29日（水） 当事務所会議室	情報交換「機能訓練事業」について 講義「生活機能低下予防の方法とその評価の視点」 講師：作業療法士	市町村職員14名

(3) 認知症予防対策事業

(根拠) 福島県認知症予防対策事業実施要綱

(内容)

認知症高齢者の増加傾向、その予防の重要性の観点から、認知症についての正しい知識の普及啓発を行うと共に、地域における早期発見・早期対応体制の整備を行うことを目的とし、平成16年度より県内各保健福祉事務所で下記の事業を実施しました。

ア 認知症予防対策推進会議の設置・開催

今年度は、地域における関係機関の情報の共有化を図る目的で開催しました。

認知症予防対策推進会議開催状況

開催年月日及び場所	内 容	出席者数
16年12月22日（水） 当事務所会議室	福島県認知症予防対策事業について 当事務所の平成16年度当該事業計画について 県南地域における認知症予防対策の現状と課題について	推進会議委員 15名

イ 認知症予防従事者等養成研修会の開催

介護予防事業従事者及び認知症高齢者の相談・支援に従事する保健福祉等関係職員の認知症予防、早期発見・早期対応等に関する資質の向上を図ることを目的として開催しました。

認知症予防従事者等養成研修会

開催年月日及び場所	内 容	参加者数
17年1月13日（木） サンフレッシュ白河	当事務所の平成16年度当該事業計画について 講義「認知症の最新情報とその対応（認知症の基礎知識）」 講師：精神科医師 実践報告「認知症予防対策の具体的な進め方～市町村の取り組みから～」 講師：市町村保健師	市町村職員 宅介護支センター職員等 64名

ウ 認知症予防キャンペーンへの協力

保健福祉部高齢保健福祉グループ主催により県内4方部で当該キャンペーンが実施され、認知症予防のための普及啓発に協力しました。

認知症予防キャンペーン実施状況

開催年月日及び場所	内 容	備 考
16年9月19日（日） ベイシア白河モール店前	ポスター掲示、リーフレット・ポケットティッシュ等の配付、個別相談等の実施	後援：白河市 配付数：500部 相談件数：なし

- 4) こころの健康づくり普及啓発事業

こころの健康相談事業

(根拠) 福島県精神保健相談・訪問指導要領

(内容)

心の悩みや不安、アルコールに関することなど様々な心の問題に対して、精神科嘱託医が相談に応じるとともに、精神疾患の早期治療の促進、精神障がい者の福祉的援助を行いました。

相談区分	開催回数	相談件数	相談区分	開催回数	相談件数
心の健康相談	14	22	電話相談	随時	46
その他来所相談	随時	64	計		132

- 5) 歯科保健対策

1 市町村歯科保健強化事業

(根拠) 市町村歯科保健強化事業実施要綱

(内容)

市町村の地域特性に応じた支援を行うために、歯科保健情報システムを活用し市町村歯科保健支援体制検討会及び地域歯科保健推進研修会を行い、歯科保健情報体制の構築を図ることを目的に実施しています。(参照資料編 表13、14)

(1) 歯科保健情報システム

市町村の歯科保健に関する各種情報について、集計、分析を行い、市町村歯科事業評価及び計画を支援しました。

(2) 市町村歯科保健支援体制検討会

- ・日 時：平成16年12月8日（水）
- ・場 所：県南保健福祉事務所会議室
- ・出席者：管内市町村歯科保健担当者、管内歯科医師会代表、福島県立西郷養護学校養護教諭等 14名
- ・内 容：平成15年歯科保健情報システムの結果報告
障がい児者の歯科保健の現状と課題について

(3) 地域歯科保健推進研修会

- ・日 時：平成17年1月18日（火）
- ・場 所：県南保健福祉事務所会議室
- ・出席者：市町村保健師、市町村協力歯科衛生士、歯科医師、障がい児者入通所施設職員等 45名
- ・内 容：報告
県南管内の障がい者を取り巻く歯科保健の現状と課題について
障がい児者施設における口腔ケアの取り組みの必要性と成果について

(報告者)

福島県歯科衛生士会
オープンハウス白河
福島県歯科医師会

2 ヘル歯—ケア推進事業

(根拠) ヘル歯—ケア推進事業実施要領

(内容)

生涯を通して歯の健康づくりを推進するため、在宅療養者・高齢者に対し口腔保健指導を行うとともに、介護施設保険担当者の口腔ケア支援、口腔ケアの助言指導を行い、口腔状態の改善を図っています。

在宅療養者口腔保健指導状況

		所内相談	所外相談
指導件数		18人	26人
内訳	難病	5人	1人
	心身障がい	13人	21人
	その他	-	4人

施設入・通所者口腔保健指導

訪問施設名	指導実施者数	指導内容等
鮫川たんぼぼの家	20人	施設通所者への口腔ケア指導 施設職員への口腔ケア支援
福島県立西郷養護学校	5人	施設職員への口腔ケア指導

- 6) 難病対策の推進

(根拠) 難病対策要綱

(内容)

難病対策は、昭和47年に定められた「難病対策要綱」に基づいて行われており、対象となる疾病は、原因不明で治療法が未確立であり、かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾病であって、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要する疾病としています。

また、対策の推進方法として、調査研究の推進 医療施設の整備 医療費自己負担の軽減 地域における保健医療福祉の充実・連携 QOL(生活の質)の向上を目指した福祉施策の推進を5本柱とし総合的な難病対策の推進を図っています。

1 特定疾患治療研究事業

(根拠) 福島県特定疾患治療研究事業実施要綱

(内容)

国は、「原因不明、治療方法が未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病」として調査研究を進めている疾患のうち、診断基準が一応確立し、重症度が高く患者数が少ないために公費負担の方法をとらないと原因究明、治療方法の開発等に困難をきたすおそれのある45疾患を「特定疾患治療研究事業」の対象として医療費の助成をしています。

管内の承認状況を疾患別に多い順でみると、556件中、潰瘍性大腸炎85件、パーキンソン病82件、全身性エリテマトーデス43件の順となっております。

市町村別承認状況は(参照資料編 表15)のとおりです。

特定疾患治療研究事業承認件数

年度	14	15	16
件数	569	545	556

2 遷延性意識障害者治療研究事業

(根拠) 遷延性意識障害者治療研究事業実施要綱

(内容)

事故や疾病等により3ヵ月以上にわたり意識障害が認められる患者を対象として、医療の確立と普及、医療費の自己負担の軽減を図ることを目的に実施しています。

遷延性意識障害治療研究事業認定患者数

年度	14	15	16
件数	5	6	4

3 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

(根拠) 福島県先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱

(内容)

患者の医療費の自己負担分を公費負担とすることにより、患者の医療負担の軽減を図り、患者の精神的・身体的不安を解消することを目的に、本事業を実施しています。

先天性血液凝固因子障害等治療研究事業認定患者

年度	14	15	16
件数	-	-	1

4 難病在宅療養者支援体制整備事業

(根拠) 福島県難病在宅療養者支援体制整備事業実施要綱

(内容)

(1) 難病患者地域支援連絡会議

1回開催 15人出席

ア 情報提供

- ・福島県難病相談支援センター及び重症難病療養支援ネットワーク事業について
- ・医療相談会・交流会のアンケート結果について

イ 意見交換

「在宅難病患者支援体制の構築に向けて」

(2) 医療相談事業

平成16年度は疾病別医療相談会を5回実施し、そのうち3回は専門医を中心とした相談班による個別相談会を初めて実施しました。

平成16年度難病患者医療相談会事業実施結果

(日時、場所、対象者、内容、参加者)

平成年月日時・場所	対象	内容
16年10月8日(金) (13時30分～16時) 県南保健所(会議室)	管内の神経筋難病の患者・家族	<個別相談> 医療相談 パーキンソン病の患者・家族(3ケース) 脊髄小脳変性症の患者(1ケース) 食事相談 脊髄小脳変性症の患者・家族(1ケース) 口腔ケア相談 脊髄小脳変性症の患者・家族(1ケース)

平成年月日時・場所	対 象	内 容
16年10月13日(水) (13時30分～16時) 県南保健所(会議室)	管内の膠原病の患者・家族	<個別相談> 医療相談 ベーチェット病の患者・家族(2ケース) 全身性エリテマトーデスの患者(2ケース) 強皮症の患者 (1ケース) 口腔ケア相談 強皮症の患者 (1ケース)
16年11月2日(火) (13時30分～16時) 県南保健所(会議室)	管内の後縦靭帯骨化症の患者・家族	<個別相談> 医療相談 後縦靭帯骨化症の患者・家族(3ケース) 口腔ケア相談 後縦靭帯骨化症の患者・家族(1ケース)
16年11月7日(日) (9時30分～12時) 県南保健所(会議室)	管内の炎症性腸疾患の患者・家族	<講話> 「炎症性腸疾患の食生活について」 講師 栄養技師 (参加者数) 12名
16年11月7日(日) (13時30分～16時) 県南保健所(会議室)	管内の全ての難病の患者・家族	<全体交流会> 「歌って、踊って、日ごろのストレスを 発散しましょう」 講師 音楽療法士 (参加者数)患者・家族 13名

* 難病ボランティア「ゆいの会」のメンバーが第1回～第5回まで全て参加協力

(3) 難病ボランティア育成事業

難病患者が地域住民の支援を得て住み慣れた地域で安心して暮らせるため、また、地域住民が病気の有無にかかわらずお互い支え合える地域をめざして難病ボランティア育成講座を開催しました。

- ・日 時： 平成16年12月1日(水) 10:00～16:00
- ・場 所： 県南保健所 会議室
- ・参加者： 6人

(内容)

講話

難病の特徴と対応について
病をもった人への心理的アプローチ
ボランティアとは
難病ボランティア活動の実際
交流会

(4) 患者会育成支援

- ア IBDふくしま(クローン病・潰瘍性大腸炎患者会)支援
- イ 講演会の開催 「炎症性腸疾患の食事」 参加者12人

5 原子爆弾被爆者対策事業

(根拠) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

(内容)

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、健康診断の実施、認定疾病及び一般疾病に対する医療の給付、各種手当等の支給並びに介護保険等利用の際の助成を行い、被爆者の健康保持と福祉の向上を図るとともに、被爆者二世を対象とする健康診断を実施しています。

(1) 原子爆弾被爆者健康手帳保持者
14人(白河市・西白河郡10人、東白川郡4人)

(2) 原子爆弾被爆者健康診断事業
健康診断の実施状況

第1回定期健康診断			第2回定期健康診断		
受診者数	結果		受診者数	結果	
8人	異常無	0人	5人	異常無	1人
	要精検	4人		要精検	2人
	治療中	4人		治療中	2人
	経過観察	-		経過観察	-

希望によるがん検査の実施状況

	胃がん	肺がん	大腸がん	多発性骨髄腫
受診者数	3人	3人	3人	2人
異常なし	3人	3人	3人	2人
要精検	-	-	-	-

(3) 原子爆弾被爆者各種手当支給事業
健康管理手当支給者 13人

- 7) 感染症対策の推進

1 感染症患者発生時対策

(根拠) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
(内容)

平成15年に改正された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」では、対象疾病及び疾病分類が変更になりました。この法に定められた疾病の発生時には疫学調査を実施し、発生状況の把握、感染源の究明に努めた。また、感染の拡大を防止するための正しい知識や対応方法について保健指導を行いました。

さらに、感染症に対する正確な情報の普及啓発活動を行うとともに、基盤体制の整備の充実を図りました。(参照資料編 表16)

疫学調査実施状況

感染性胃腸炎 9件
インフルエンザ 6件
腸管出血性大腸菌感染症 1件

(1) 海外渡航者に対する防疫対策

検疫所からの通報等による海外からの帰国者、同乗者、同行者等に対する健康調査及び検査等を実施し、患者発見と二次感染の発生防止を図りました。

(2) インフルエンザの迅速把握事業

インフルエンザ流行期における患者数についての把握を行い、まん延及び拡大防止を図りました。

2 感染症発生動向調査

(根拠) 福島県結核・感染症発生動向調査事業実施要綱

(1) 感染症患者発生状況・全数把握(平成17年3月末現在)

感染症が発生時には、迅速な積極的疫学調査を実施し、適切な医療の確保及び、感染拡大の防止に努めました。

1 類感染症	0 件
2 類感染症	0 件
3 類感染症	0 件
4 類感染症	10 件(ツツガムシ病9件、ライム病1件)
5 類感染症	3 件(クロイツフェルト・ヤコブ病1件、梅毒2件)

(2) 感染症発生患者状況・定点把握

指定届出医療機関(定点医療機関)の協力のもとに、定点把握の感染症に関する情報の収集を行いました。また、収集した情報を県、国単位で分析し還元していくことで、迅速かつ的確な感染症情報を提供しました。

当事務所管内は、小児科、内科、眼科、泌尿器科の6つの指定届出医療機関、29定点から22疾患が週報として、7疾患が月報として報告されました。

週報疾患別報告数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
インフルエンザ	1230	525	66	24	3	0	0	0	0	0	4	4	1856
RSウイルス感染症	26	8	3	15	0	0	0	0	0	1	15	83	151
咽頭結膜熱	0	0	0	4	0	6	25	12	2	0	3	1	53
A型溶血性レンサ球菌咽頭炎	4	7	3	3	9	10	7	4	5	8	10	21	91
感染症胃腸炎	218	131	207	171	104	143	90	31	27	59	110	295	1586
水痘	89	39	26	32	65	59	48	12	5	10	20	54	459
手足口病	2	1	0	1	0	1	5	1	17	3	7	18	56
伝染性紅斑	8	4	1	4	3	3	4	0	2	1	1	2	33
突発性発疹	14	7	9	27	14	15	17	12	17	15	19	15	181
百日咳	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	4
風疹	3	2	1	0	5	9	2	0	0	0	0	0	22
ヘルパンギーナ	0	0	1	0	0	4	58	93	72	25	1	4	258
麻疹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流行性耳下腺炎	8	5	12	17	34	27	7	8	10	18	13	44	203
急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
流行性角結膜炎	15	21	5	7	4	3	18	15	15	5	14	9	131
急性脳炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
細菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
無菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0	6	6	0	0	0	0	12
マイコプラズマ肺炎	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
クラミジア肺炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
成人麻疹	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

月報疾病別報告数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
性器クラミジア感染症	9	6	10	5	0	3	6	3	9	1	4	3	59
性器ヘルペスウイルス感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尖圭コンジローマ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
淋菌感染症	2	3	2	1	2	1	1	0	0	0	0	0	12
メチリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	2	2	7
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
薬剤耐性緑膿菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 エイズ等予防対策

(根拠) 福島県HIV抗体検査実施要領

福島県肝炎ウイルス検査実施要領

(1) エイズ相談・HIV抗体検査事業

平成5年度からHIV抗体検査、相談を実施し、平成9年度からは、夜間の抗体検査を月2回実施しています。また、平成13年度よりHCV検査を、平成14年

度から HBs 抗原検査を実施しています。

平成16年度は、フィブリノーゲン製剤の納入先医療機関名の公表に伴い、HCV検査等の相談件数が増加しました。

相談・検査実施件数

年 度	エイズ(HIV)相談件数			HIV抗体検査			HCV・HBs	HCV	HBs
	男	女	計	()は夜間検査			相談	検査	検査
				男	女	計			
12	69	19	88	19	3	22			
13	70	26	96	11	9	20	10	8	
14	70	26	96	6	3	9	10	3	2
15	18	21	39	3	3	6	6	0	0
16	67	67	134	21	25	46(4)	159	27	27

(2) 世界エイズデー関連事業

ア グループミーティング

中学校において、小グループでレッドリボンの作成や予防啓発パネル・メッセージキルト等の展示等によりエイズの正しい知識の普及啓発活動を行いました。

イ エイズ予防ボランティア育成

看護学生を対象にエイズについての学習会を行い、正しい知識の普及啓発を行い、次年度のボランティア活動のきっかけづくりとしました。

ウ 街頭キャンペーン

J R 磐城棚倉駅前において、街頭キャンペーンを実施し、正しい知識の普及啓発活動を行いました。

(3) エイズ予防出前講座

エイズに関する正しい理解を図り、エイズの予防と患者・感染者への差別・偏見の解消について考える機会とし、健康教育を行いました。

エイズ予防出前講座の実施状況

対 象	回 数	参加者数	対 象	回 数	参加者数
小学校	1	26	高 校	1	321
中学校	4	548	その他	4	97
			合 計	10	992

4 予防接種普及事業

(根拠) 予防接種法

(内容)

予防接種法等に基づき伝染のおそれのある疾病の感染予防、発症予防、症状の軽減、病気のまん延を防止するため、市町村に対し予防接種法に定められている定期・臨時の予防接種の適正な実施及び予防接種による健康被害への対応について相談に応じ、予防接種の啓発、普及に努めています。

(1) ジフテリア・百日せき・破傷風予防接種の実施状況

ジフテリア、百日せき、破傷風の第1期の初回接種は生後3ヶ月～12ヶ月を標準的な接種期間として、3～8週間隔を置いて3回接種します。1期追加接種は初回完了後6ヶ月以上の間隔をあけて12ヶ月～18ヶ月までに1回接種しています。

第2期は、ジフテリア、破傷風の予防接種とし、11歳を標準的な接種期間として1回接種しています。(参照資料編 表17)

(2) 急性灰白髄炎(ポリオ)の投与実施状況

市町村では、春、秋に集中して一斉投与を実施しています。標準的な接種年齢

は、生後3ヶ月～18ヶ月で、6週間以上あけて2回接種しています。

(参照資料編 表18)

(3) 麻しん予防接種実施状況

標準的な予防接種年齢は、生後12ヶ月～24ヶ月で、1回接種しています。

(参照資料編 表19)

(4) 日本脳炎予防接種の実施状況

北海道及び東北の一部で、流行の恐れがない県では接種を行っていません。

1期初回接種の標準的な接種年齢は、3歳で、1～4週間隔で2回接種します。

1期追加接種の標準的な接種年齢は、4歳で、1回接種します。

2期の対象者は、9～12歳で、標準的な接種年齢は9歳(小学4年生)です。

3期の対象者は、14～15歳で、標準的な接種年齢は、14歳(中学2年生)です。

(参照資料編 表20)

(5) 風しん予防接種の実施状況

標準的な接種年齢は、生後12ヶ月～36ヶ月で、1回接種します。

(参照資料編 表21)

- 8) 結核対策の推進

1 結核健康診断・予防接種(BCG)

(根拠) 結核予防法、予防接種法

(1) 定期健康診断・BCG予防接種

定期健康診断・予防接種は、事業所・学校及び施設においてはそれぞれの長が、それ以外の地域住民については市町村長が実施義務者となり実施しています。

結核定期健康診断実施状況

区分	対象者	受診者	受診率(%)	間接撮影	直接撮影	喀痰検査	発見患者	発見率(%)
高等学校	1,676	1,676	100	1,676	0	0	0	—
その他の学校	242	242	100	242	0	0	0	—
一般住民	51,810	22,217	42.9	22,058	159	140	0	—
施設	1,569	1,560	99.4	271	1,287	1	0	—
事業所	40,907	37,896	92.6	32,355	7,235	73	0	—
合計	96,204	63,591	66.1	56,602	8,681	214	0	—

予防接種実施状況

市町村	対象者	受診者	受診率(%)	ツベルクリン反応検査判定者	陽性	陰性	BCG接種者
白河市	783	622	79.4	602	2	600	598
西郷村	360	329	91.4	319	0	319	319
表郷村	85	85	100	85	0	85	85
東村	77	74	96.1	74	0	74	73
泉崎村	85	78	91.8	78	0	78	78
中島村	86	85	98.8	84	1	83	82
矢吹町	258	245	95	238	1	237	236
大信村	70	65	92.9	65	2	63	59

市町村	対象者	受診者	受診率(%)	ツベルクリン反応 検査判定者	陽性	陰性	B C G接種者
棚倉町	232	225	97	220	1	219	215
矢祭町	68	68	100	68	0	68	68
塙町	112	110	98.2	110	0	110	106
鮫川村	73	67	91.8	67	1	66	66
合計	2,289	2,053	89.7	2,010	8	2,002	1,985

(2) 定期外健康診断

結核予防法第5条によって、結核に感染し、また結核を他に感染させるおそれのある者等の特定の対象者に対して健康診断を行いました。

ア まん延地区検診

まん延地区検診実施状況

年度	対象数	実施数	受診率	検診結果			
				要医療	発病の恐れ	経過観察	異常なし
14	290	282	97.2	3	18	16	245
15	263	243	92.4	1	1	3	238
16	98	90	91.8	0	0	0	90

イ 患者家族検診

患者家族検診実施状況

年度	対象数	実施数	受診率	検診結果			
				要医療	発病の恐れ	経過観察	異常なし
14	309	277	89.6	1	7	12	257
15	260	196	75.4	0	2	0	194
16	189	134	70.9	0	1	3	130

2 結核医療事業

(1) 結核診査協議会開催

(根拠) 結核の診査に関する協議会運営要綱

(内容)

開催回数 月2回

診査件数

年度	14	15	16
診査件数	150	101	67

(2) 結核医療費公費負担

(根拠) 結核予防法第34条・35条

(内容)

ア 一般患者に対する医療費公費負担制度(結核予防法34条)

結核の適正医療を普及するため、その区域に居住する結核患者が指定医療機関で医療を受けるために必要な費用を、患者又は保護者の申請に基づき6か月の範囲内で医療保険及び国と県がそれぞれ一定の割合を負担することになっていきます。

結核予防法34条医療費公費負担申請状況

年度	申請件数	合格件数	承認件数
14	120	114	109
15	83	67	65
16	52	52	52

- イ 命令入所患者に対する医療費の公費負担制度（結核予防法第35条）
結核患者を結核療養所等に入所させることを命じた場合は、医療に要する費用及び医療を受けるために必要な費用を負担することになっています。

結核予防法35条医療費公費負担申請状況

年度	申請件数				合格	不合格
	全数	新規	解除	継続		
14	30	15	11	4	30	0
15	18	4	11	4	17	0
16	11	6	5	0	11	0

3 結核患者管理事業

(1) 結核罹患率

管内の結核罹患率は、平成12年をピークに減少しています。

結核新登録患者の中で、60歳以上に占める割合は平成16年で70.6%と高い割合を占めています。

管内の新登録患者数・罹患率・高齢者の割合

区分		12年	13年	14年	15年	16年
新登録結核患者数		44	35	30	26	17
罹患率(人口10万対)	管内	28.4	22.5	19.3	16.8	11.0
	県	26.1	18	17.2	17.7	15.9
	国	33.6	27.9	25.8	24.8	23.3
菌喀痰塗抹陽性肺結核患者数		9	11	7	6	4
新登録者に占める割合	管内	20.5	31.4	23.3	23.1	23.5
	県	26.1	31.6	35.1	36.6	45.1
	国	33.6	35.7	36.4	37.5	48.0
60歳以上の患者数		25	19	17	14	12
新登録者に占める割合	管内	56.8	54.3	56.7	53.8	70.6
	県	65.1	69.4	65.5	65.8	71
	国	56.4	57.1	58.2	59.2	59.6
70歳以上の患者数		17	16	10	11	11
新登録者に占める割合	管内	38.6	45.7	33.3	42.3	64.7
	県	46.1	54.3	46.3	50.0	54.3
	国	38.7	39.6	41.5	42.9	43.9

(2) 市町村別結核患者新登録患者数

新登録患者17人のうち喀痰塗抹陽性で発見された者は4人(23.5%)となっています。

平成16年結核新登録患者数

市町村	活動性結核								マル初 (別掲) 治療中	非定型 抗酸菌 陽性 (別掲) 治療中
	総数	肺結核活動性					肺外 結核 活動性			
		喀痰塗抹陽性		その他 の結核 菌陽性	菌陰性 ・ その他					
	総数	初回 治療	再治 療							
白河市	6	5	2	2	-	-	3	1	-	-
西郷村	4	3	-	-	-	-	3	1	-	2
表郷村	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-
東村	1	1	1	1	-	-	-	-	1	1
泉崎村	1	1	-	-	-	-	1	-	-	1
中島村			-	-	-	-	-	-	-	1
矢吹町	1	1	-	-	-	-	1	-	-	1
大信村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
棚倉町	1	1	-	-	-	-	1	-	-	1
矢祭町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
埴町	1	1	1	-	1	-	-	-	-	-
鮫川村	1	1		-	-	-	1	-	-	-
合計	17	14	4	3	1	0	10	3	1	7

(3) 年齢階級別結核登録状況

60歳以上の高齢者の割合が高くなっています。

年齢階級別結核登録患者数及び割合

区分	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
0～29歳	10(12.2)	11(15.5)	13(15.5)	10(18.5)	4(7.8)
30～39歳	5(6.1)	5(6.2)	8(9.5)	6(11.1)	7(13.7)
40～49歳	10(12.2)	9(11.1)	8(9.5)	4(7.4)	3(5.9)
50～59歳	11(13.4)	11(13.6)	13(15.5)	7(13.0)	5(9.8)
60～69歳	17(20.7)	12(14.8)	14(16.7)	7(13.0)	6(11.8)
70歳以上	29(35.4)	33(40.7)	28(33.3)	20(37.0)	26(51.0)
合計	82	81	84	54	51

(4) 結核対策特別推進事業

ア 結核患者療養支援事業

・学習会の開催：1回 参加者：15名

・先進地視察

DOTSカンファレンスの視察(3カ所)

・ケアカンファレンスの開催

平成16年12月より白河厚生総合病院と保健所によるケアカンファレンスを実施(2回開催)

イ 症例検討会

症例を検討することにより、結核診断技術の向上、標準治療の普及、治療技術の向上を図ることを目的に開催しました。

参加者：管内の医師等 35名

4 予防知識の普及啓発

(1) 結核ミニ出前講座

介護保険施設等職員を対象に結核の正しい知識の普及啓発を行いました。

実施施設：10カ所 参加職員：202名

- 9) 薬物乱用の防止

1 薬物乱用防止事業

薬物乱用の低年齢化が進行していることから若年層に重点を置いた啓発事業を展開し、薬物乱用教室の開催、薬物乱用防止スクールキャラバンカーによる小学校巡回指導及びヤング街頭キャンペーンによる啓発を実施しました。

(1) 薬物乱用防止教室の開催、出前講座による講師派遣

(根拠) 薬物乱用防止教室等へ講師派遣実施要綱

教室開催状況

小学校	6校	受講者数	228人
中学校	16校	受講者数	1,648人
高校	2校	受講者数	457人
計	24校		2,333人

(2) 薬物乱用防止スクールキャラバンカーによる小学校巡回

(根拠) 薬物乱用防止啓発用スクールキャラバンカー訪問事業実施要綱

(内容)

・実施数 延べ 11校 ・受講生徒数 496名

(3) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動による啓発

(根拠) 「ダメ。ゼッタイ。」福島県普及運動実施要綱

(内容)

覚せい剤・シンナー等の薬物乱用を防止するため、保護司・民生児童委員・薬剤師からなる各地区薬物乱用防止指導員協議会(白河地区指導員24名・東白川地区指導員18名)、高校生及びボランティア団体の協力を得て、街頭キャンペーンを行い地域に根ざした薬物乱用防止啓発活動を実施しました。

地区名	白河地区	東白川地区
開催日・場所	16年6月26日(土)・白河市	16年6月24日(木)・棚倉町

(4) 薬物乱用防止指導員協議会の育成指導

(根拠) 福島県薬物乱用防止指導員活動要領

(内容)

地域や団体等における啓発を図るため、薬物乱用防止指導員に対する研修会を開催し、活発な自主活動を展開していくための技術的な支援を行いました。

ア 研修会の講師派遣

協議会名	白河地区薬物乱用防止指導員協議会	東白川地区薬物乱用防止指導員協議会
開催日	16年6月7日(月)	16年6月2日(水)

イ 研修会の開催

平成17年2月21日(月) 白河地区職業訓練センター
薬物乱用防止指導員・教職員を対象に研修会を実施しました。

ウ 平成16年度福島県薬物乱用防止リーダー養成講習会の参加(県主催)

平成16年7月15日(木) 郡山市労働福祉会館
薬物乱用の現状と防止教育の進め方及地区懇談会

エ 薬物乱用防止福島県大会の参加

平成16年10月23日(土) 福島県文化センター

(5) 各種運動の実施

ア 不正大麻・けし撲滅運動の実施(5月15日~7月31日)

抜去本数 けし 1,793本(10件)

イ 麻薬、覚せい剤乱用防止運動の実施（10月1日～11月30日）

2 指導取締事業

(1) 麻薬取扱者指導取締事業

（根拠） 麻薬及び向精神薬取締法、監視業務指針他

（内容）

- ・立入検査 17件
- ・麻薬事故届出 2件
- ・調剤済麻薬廃棄届 35件
- ・麻薬廃棄届 8件

麻薬取扱者数 (平成17年1月1日現在)

麻薬卸売業者	麻薬小売業者	麻薬施用者	麻薬管理者	麻薬研究者	麻薬施用施設	合計
1	29	148	16	1	45	240

(2) 覚せい剤等取扱者指導取締事業

（根拠） 覚せい剤取締法

（内容）

- ・立入検査 1件
- ・覚せい剤廃棄届 3件

覚せい剤取扱者数 (平成17年3月31日現在)

施用機関	研究者	原料研究者	原料取扱者	合計
0	0	1	4	5

(3) 大麻取扱者指導取締事業

（根拠） 大麻取締法、許認可業務指針

（内容）

大麻研究者数 0名（平成17年3月31日現在）

(4) 向精神薬取扱者指導取締事業

（根拠） 麻薬及び向精神薬取締法

（内容）

立入検査 24件

向精神薬取扱者数 (平成17年3月31日現在)

製造製剤業者	試験研究施設	みなし業者	計
0	1	50	51

(5) 麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬免許等事務

（根拠） 麻薬及び向精神薬取締法

（内容）

ア 麻薬免許事務件数

- ・免許申請 120件
- ・免許証記載事項変更届 26件
- ・業務廃止届 23件

イ 麻薬廃棄届

- ・麻薬事故届出 2件
- ・調剤済麻薬廃棄届 35件
- ・麻薬廃棄届 8件

健康を支える医療の充実

- 1) 医療提供体制の整備

院内感染・医療事故防止対策

県南地域医療安全研修会

地域住民に安心・安全な医療を提供するため、管内医療関係者を対象に医療安全に関する知識と情報を提供し、組織的な安全対策への意識向上と推進を図ることを目的に開催しました。

平成16年8月6日(金)

内容 平成15年立入検査結果報告

講演「安全に医療を提供するために」 講師 県南保健所所長

- 2) 医療機関の整備

1 医療機関監視指導指導事業

(根拠) 医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱
福島県医療監視要綱

(内容)

病院、診療所、助産所等について、関係法令に規定された構造設備、人員を有しかつ、適正な管理が行われているかについて立入検査を実施し、県民に適正な医療が提供できるよう指導助言を行いました。(参照資料編 表22、23)

医療監視実績

施設	実施基準	実施数
病院	毎年1回実施	13
一般診療所	2年に1回実施	16
歯科診療所	3年に1回実施	19
助産所・歯科技工所・施術所	3年に1回実施	17

2 老人診療報酬施設基準の届出受理状況

(根拠) 福島県老人診療報酬に係る施設基準受理要綱

(内容)

施設基準受理状況(平成17年3月1日現在)

- ・基本診療料の施設基準 なし
- ・老人特掲診療料の施設基準 8施設

3 医療法等に基づく許認可事務

(根拠) 福島県医療法施行規則

(内容)

医療機関の開設(病院を除く。)許可、変更許可、使用許可等の事務を行いました。

- ・病院使用許可 16件
- ・病院廃止届 1件
- ・診療所開設許可 3件

- 3) 救急医療体制の整備

1 第一次救急医療体制

在宅当番医制は白河医師会、東白川医師会、福島県歯科医師会に委託し実施しています。

白河市、西白河郡町村は、白河医師会に在宅当番医を委託し、小児科・内科による当番医を実施しています。

また、しらかわ救急情報センターにおいて、電話による当番医や、当番医以外の専門医（外科・耳鼻咽喉科等）を紹介しています。

2 第二次救急医療体制

（根拠） 救急医療対策の整備事業につて（国通知）

（内容）

休日、夜間に於ける入院治療を必要とする重症救急患者の救急医療体制については、救急医療輪番病院群をつくり、実施しています。

第二次救急医療機関

（平成17年3月31日現在）

医療機関名	住 所	病院群 輪番制	救急病 院	救急協 力病院
福島県厚生農業協同組合連 合会 白河厚生総合病院	白河市横町114			
田口病院	白河市郭内11			
医療法人社団恵周会 白河病院	白河市六反山10-1			
医療法人那須高原心臓消化 器研究会 新白河中央病院	白河市白坂三輪台15			
財団法人会田病院	西白河郡矢吹町本町216			
国民健康保険 泉崎村立病院	西白河郡泉崎村大字泉崎字山ヶ入56			
福島県厚生農業協同組合連 合会 塙厚生病院	東白川郡塙町大字塙字大町1丁目5			
医療法人久慈会 東白川中央病院	東白川郡棚倉町大字流字森の内52			
計		8	6	1

3 県南地域救急医療対策協議会

（根拠） 福島県地域救急医療対策協議会設置要綱

（内容）

地域の救急医療体制の整備、充実を図るため、医療医療・行政・消防など関係機関による検討協議を行いました。

開催日時 平成17年3月29日（火）14：30～16：00

協議事項 ・初期救急医療体制について
・メディカルコントロール体制について

4 県中・県南地域メディカルコントロール協議会体制

（根拠） 福島県地域メディカルコントロール協議会設置要綱

（内容）

県中保健所において救急救命士の救急活動の事後検証システムの構築等の協議を行いました。

開催日時 平成16年8月4日（水）14：30～16：20

協議事項 ・気管挿管病院実習についての検討

- 4) 災害時医療体制の充実

災害時医薬品等備蓄供給体制

（根拠） 福島県災害時医薬品供給マニュアル

(内容)

県南医療圏の卸幹事営業所である株式会社バイタルネットに委託し、災害発生時には医療機関、救護所等医薬品を提供できる体制を図っています。

- 5) 移植医療の推進

骨髄バンク登録推進事業

(根拠) 骨髄バンク集団登録実施要綱

(内容)

福島県骨髄バンク連絡協議会と連携し、移動献血併行型登録会の開催するとともに、所内でも毎週水曜日に平日登録を開催しています。

登録者数 150名

- 6) 医薬分業の適正な推進

医薬分業の推進

(根拠) 福島県医薬分業推進指針

(内容)

県南地域の医薬分業の状況を処方せんの受取率で見ると、平成15年は32.7%であり、平成14年(31.7%)に比べ、わずかに増加している。しかし、県全体と比べると、管内は、受取率が低い状況にあります。

平成11年に策定された「県南地域医薬分業計画」に基づき、医薬品の安全性の確保及び医薬分業の適正推進に一層努めています。

院外処方せん受取率の推移

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
県全体	37.5%	43.0%	47.4%	52.0%	55.8%
県南地域	28.2%	28.2%	30.2%	31.7%	32.7%

- 7) 医薬品等の適切な使用、安全性の確保

1 薬事監視

(根拠) 薬事法、監視業務指針

(内容)

医薬品等の安全性を確保するために、医薬品等の製造業者、薬局薬店等に立入検査を実施し、不良医薬品等の発見、法令の遵守状況の監視取締り及び指導を行いました。

薬事監視結果

(平成17年3月31日現在)

業種別	対象施設数	立入検査施設数		収去件数	違反発見施設数	処分件数	
		実数	延数			説論	その他
薬局	44	25	25		8		12
医薬品	製造業(専業+薬局)	9	7	7			
	輸入販売業	1	3	3			
	一般販売業	10	5	5		3	
	卸売一般販売業	6	1	1			
	薬種商販売業	16	16	16			
	特例販売業	18	5	5		1	
配置販売業	2						
病院・診療所	181	48	48		1		

業種別	対象施設数	立入検査施設数		収去件数	違反発見施設数	処分件数	
		実数	延数			説諭	その他
化粧品 製造業	3	4	4				
化粧品 輸入販売業	1	3	3				
医薬部外品製造業	6	5	5				
医療用具製造・輸入業	7	6	6				
医療用具修理業	2	2	2				
医療用具販売業	433	26	26				
医療用具賃貸業	4						
合計	757	146	146		13		20
15年度	679	135	135		15	4	11
14年度	680	122	122		7	5	2

2 薬事法等許認可事務

(1) 薬局開設・医薬品販売業の許認可事務

(根拠) 薬事法、許認可業務指針

(内容)

薬局・医薬品等販売業等の許可等処理件数 (平成17年3月31日現在)

区分	新規	許可更新	許可証書		変更届 *含変更許可	廃止届	休止届	再開届
			書換交付	再交付				
薬局	3	10			35	2		
医薬品販売 一般	2	2			7	1		
卸売一般			1		7	1		
薬種商	4	2			4	2		
特例		4			7	1		
配置		1						
配置身分証明書	8		1		12	6		
薬局医薬品製造業		2			1	1		
医療用具販売業	99(30)				7	12		
医療用具賃貸業	4							
医療用具専門修理業	1				4	1		
合計	121(30)	21	2	0	84	26		
15年度	8	9	2	0	41	14		
14年度	9	2	0	0	56	10		

()届出済証交付 配置従事届 定期報告

(2) 毒物劇物販売業の登録事務

(根拠) 毒物・劇物取締法、許認可業務指針

(内容)

毒物又は劇物の製造業者、輸入業者及び販売業者について、製造所、営業所又は店舗ごとに登録等の指導及び登録事務を行っています。

毒物劇物販売業登録等の事務処理件数（平成17年3月31日現在）

区 分	新規	登録更新	登 録 票		変更届	責任者・設置・変更届	廃止
			書換交付	再交付			
製造・輸入業							1
販 売 業	一般	3	15			5	5
	農業用品目	1	10	1	4	11	3
	特定品目		2			1	
特定毒物使用者							
特定毒物研究者							
業務上取扱業者							
合 計	4	27	1	0	4	17	9
15年度	5	9	1	0	2	12	9
14年度	2	0	2	0	3	14	10

3 毒物劇物危害防止

（根拠） 毒物・劇物取締法、監視業務指針

（内容）

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物製造業者及び販売業者並びに業務上取扱者に対し指導取締りを行い、事故の未然防止を図りました。

また、警察署と連携し、危険物運搬車両取締を実施しました。

監視指導実施結果（平成17年3月31日現在）

業 種 別	対 象 施設数	立入検査 施設数	違反発見 施設数	処 分 件 数	
				説 論	*その他
毒物劇物製造業					
毒物劇物輸入業					
販 売 業	一般	46	18	4	4
	農業用品目	60	28	17	17
	特定品目	4	1		
業 務 上	電気メッキ業	3			
	金属熱処理業				
	運送業				
	しろあり防除業				
特定毒物使用者					
特定毒物研究者					
合 計	485	47	21		21
15年度	117	48	10	5	5
14年度	141	29	6	2	4

：含指導票 *：含始末書

- 8) 献血者の確保

献血推進事業

（根拠） 愛の助け合い運動実施要綱

（内容）

「県南地域献血推進行動計画」に基づき、県、市町村、福島県赤十字血液センターの三者が一体となって、献血協力団体等の関係団体及び地域住民の理解と協力を求めながら献血事業の推進に努めました。

平成16年度は県南保健福祉事務所管内5,583人(200ml：1,772人、400ml：3,300人、成分：511人、センター分除く)の献血目標を設定し、これを達成するため献血思想の普及啓発、献血組織の育成強化を図りました。

平成16年度における献血は、4,371人(87.6%)と目標人数を下回る結果となった。

内訳は200ml 献血は1,595人(90.0%)、400ml 献血は2,534人(76.8%)及び成分献血は242人(47.4%)と目標を達成することができなかった。

成分献血や400ml献血の推進を図るため、白河市で街頭キャンペーンを実施したほか、市町村献血担当者及び血液センター担当者と県南地域献血者確保対策会議を開催しました。

また、若年層広報啓発資材「Heartful message」を作成し、若年層の啓発に努めました。

- (1) 街頭キャンペーンの実施
 - ・平成16年7月7日(水)白河駅前イベント広場 バス4台
 - ・平成16年12月9日(木)白河駅前イベント広場 バス3台
- (2) 県南地域献血者確保対策会議の開催
平成16年12月20日(月)
- (3) 若年層広報啓発資材「Heartful message」の作成
平成17年年2月1日付発行 10,000部
- (4) 献血功労表彰
被表彰団体数 13団体

献血実績(市町村別) (平成17年3月31日現在)

市町村	献血者数 (人)	内 容			目標人数 (人)	目標人数 達成率(%)
		200ml	400ml	成 分		
白河市	1,467	576	860	31	1,740	84.3
西郷村	595	186	393	16	692	86.0
表郷村	167	55	98	14	264	63.3
東 村	154	53	97	4	218	70.6
泉崎村	144	49	93	2	247	58.3
中島村	135	59	75	1	191	70.7
矢吹町	467	126	302	39	678	68.9
大信村	133	56	74	3	174	76.4
棚倉町	509	207	274	28	576	88.4
矢祭町	240	100	104	36	249	96.4
塙 町	260	86	116	58	393	66.2
鮫川村	100	42	48	10	161	62.1
合 計	4,371	1,595	2,534	242	5,583	78.3
15年度	4,882	1,853	2,698	331	5,572	87.6
14年度	4,967	1,814	2,824	329	5,629	88.2

- 9) 国民健康保険制度及び老人医療制度の安定的な運営の推進

1 老人医療事務市町村技術的助言等

(根拠) 福島県老人医療事務技術的助言等実施要綱

(内容)

市町村の老人医療事務の円滑・適正な執行体制の確保及び医療費請求の適正化を図るために市町村に出向き、老人医療の適正かつ効率的運営の促進について必要な技術的助言等を行いました。

- ・一般技術的助言等 8町村(うち書面審査2町)

・特別技術的助言等 4 市町村

2 老人医療費の概要

(根拠) 老人保健法

(内容)

老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防、治療機能訓練など保健事業を総合的に実施し、保健の向上と老人福祉の増進を図ることを目的として昭和58年2月に施行された老人保健制度であり、事業主体は市町村です。

(参照資料編 表24)

誰もが安心して暮らせる福祉社会の推進

- 1) 地域福祉の総合的・計画的推進

1 地域福祉計画の策定支援

(根拠) 社会福祉法第107条

(内容)

管内市町村担当課長会議等において、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画の策定の意義及び計画策定のガイドラインについて説明するとともに計画策定アドバイザー派遣事業の周知を図り、計画策定の促進に努めました。

2 市町村社会福祉協議会指導監査

(根拠) 社会福祉法第56条

(内容)

社会福祉法人の適切な運営の確保を図るため、社会福祉法第56条の規定に基づき管内市町村社会福祉協議会に対し、社会福祉法人の指導監査(実地監査)を実施しました。

社会福祉法人指導監査実施数 12市町村社会福祉協議会

- 2) 県民の福祉活動への支援・参加促進

1 市町村社会福祉協議会ボランティアセンター整備

(根拠) 地域福祉推進事業実施要綱

(内容)

多様なサービスを提供しているボランティアの活動の拠点となるボランティアセンターの整備促進に資するため、保健福祉事務所地域支援事業を通じて、ボランティア及びNPO等との協議・意見交換の場を設け、各種団体の連携強化を図りました。

平成16年度整備 矢祭町社会福祉協議会

ボランティアセンター整備状況

年度	市町村	年度	市町村
7	白河市	14	表郷村
8	泉崎村	15	西郷村・棚倉町

(平成16年度までの累計
6市町村社会福祉協議会)

2 保健福祉事務所地域支援事業

(根拠) 保健福祉事務所地域支援事業実施要綱

(内容)

管内ボランティア団体、NPO法人、市町村、市町村社会福祉協議会の連携を図るため、県南ボランティア・NPOの保健・医療・福祉ネットワーク推進会議及び市町村・市町村社会福祉協議会担当者打合せ会議を開催のうえ、ネットワークの構築について協議・検討を重ねるとともに、管内41のボランティア団体及びNPO法人から基本情報の提供を受け、基本情報整理簿として作成・配付しました。

(1) 県南ボランティア・NPOの保健・医療・福祉ネットワーク推進会議

平成16年8月31日(火) サンフレッシュ白河
・平成16年度の取組みについて協議・意見交換

平成17年3月1日(火) サンフレッシュ白河

- ・今後の方向性について協議・意見交換
- ・講演 福島学院大学教授

「地域福祉の時代とネットワークの必要性」

(2) 市町村・市町村社会福祉協議会担当者打合せ会

平成16年8月25日(水) 保健福祉事務所

- ・平成16年度の取組みについて協議・意見交換

- 3) 保護援助を必要とする女性への支援

1 女性相談支援事業

(根拠) 福島県女性保護事業実施要綱

(内容)

さまざまな問題や悩みを抱える女を支援するため、相談機能の充実を図り女性福祉の向上に努めました。

女性相談の内容は、夫等の暴力や離婚等に関するものが最も多く、次に生活困窮や求職、借金等の経済問題が多くなっています。(参照資料編 表25、26)

- ・女性相談員兼母子自立支援員 1名 母子自立支援員兼女性相談員 1名
- ・女性相談受付件数 381件(うち巡回相談10件)

2 配偶者暴力相談支援事業

(根拠) 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律第3条第3項

(内容)

配偶者暴力相談支援センターとして夫等からの暴力を主訴とする相談を受け付けました(上記381件に含む。)(参照資料編 表27)

また、改正DV防止法の施行(平成16年12月)に併せ、保護命令申立や離婚調停申立等の法律問題への対応力の強化に努めました。

- 4) 生活保護を必要とする人への支援

1 生活保護の適正な実施

(根拠) 生活保護法

(内容)

管内に居住する生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じ、世帯を単位として必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的に生活保護法に基づく各種の扶助(生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭)を実施しました。

平成16年度における管内の生活保護業務概況は、次のとおりです。

(1) 生活保護の実施状況

被保護世帯数及び被保護人員、保護率

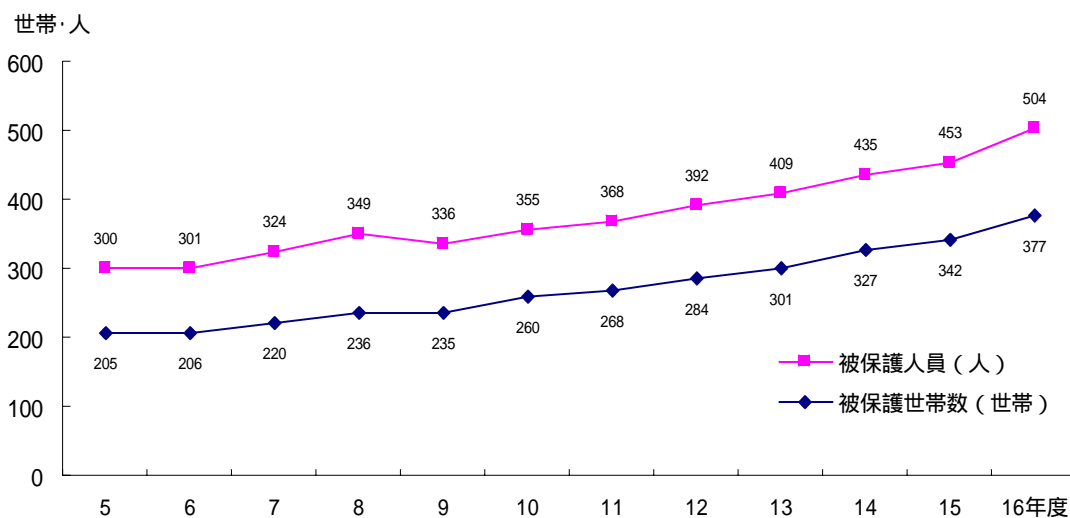
年度	被保護世帯数	被保護人員	保護率
16年度当初	352世帯	469人	4.4‰
16年度末	391世帯	529人	5.0‰

保護率(‰パーミル・千分率) = 被保護人員 ÷ 管内人口

平成16年度において被保護世帯数は、年度当初352世帯であったが、年度末には391世帯と1年間で39世帯増加しました。

同様に被保護人員も469人から529人と60人増加、保護率も4.4‰から5.0‰と0.6ポイント上昇しました。

被保護世帯数及び被保護人員の推移(年度別月平均値)



被保護世帯数及び被保護人員の推移(月平均値)

年 度	被保護世帯数	被保護人員	保護率
14	327世帯	435人	4.1‰
15	342世帯	453人	4.3‰
16	377世帯	504人	4.7‰

次に年度別月平均値で過去の推移を見ると、平成5年度以降、被保護世帯数、被保護人員、保護率とも増加・上昇の一途をたどっているのがわかります。(参照資料編 表28)

生活保護受給世帯増加の主な要因として、不況の長期化や高齢化の進行、家族間における扶養意識の希薄化などが挙げられるところであり、被保護世帯を取り巻く社会経済環境は年々厳しくなっています。

(2) 町村別扶助別被保護世帯数の状況(月平均値)

町村別被保護世帯数(平成16年度月平均値)

単位：世帯

西郷村	表郷村	東 村	泉崎村	中島村	矢吹町	大信村	棚倉町	矢祭町	埴 町	鮫川村	合 計
46	19	10	16	7	104	12	81	29	46	7	377

注：町村別に月平均値を算出しているため、各欄の計と合計が一致しない場合があります。

平成16年度における被保護世帯の町村別内訳を見ると、全377世帯中、矢吹町が月平均104世帯で最も多く、次いで棚倉町が81世帯、西郷村と埴町が共に46世帯となっています。

一方、最も少ない町村は中島村と鮫川村で共に7世帯となっています。(参照資料編 表29)

扶助別被保護世帯数(年度別月平均値)

単位：世帯

年 度	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	そ の 他	合 計
14	258	156	20	40	295	0	769
15	264	168	19	39	310	0	800
16	301	195	20	48	338	2	904

注：扶助別に月平均値を算出しているため、各欄の計と合計が一致しない場合があります。

平成16年度における扶助別内訳を見ると、全377世帯中、医療扶助が338世帯で最も多く、次いで生活扶助が301世帯、住宅扶助が195世帯であった。これら3つの扶助は、大半の世帯が給付を受けており、扶助の中核となっています。(参照資料編 表29)

(3) 生活保護の開始・廃止状況

保護申請及び開始、廃止件数(年度別)

年 度	申 請	開 始	廃 止
14	73件	55件	39件
15	83件	61件	41件
16	85件	68件	29件

平成16年度における生活保護の申請件数は85件で、うち68件が開始となり、廃止は29件となっています。

開始が廃止を39件上回り、被保護世帯数が増加しています。

生活保護開始の主たる要因(年度別)

単位：世帯

年 度	世帯主の傷病	世帯員の傷病	働きによる収入減少喪失	仕送りの減少・喪失	手持現金貯金の減少・喪失	そ の 他	合 計
14	12	2	5	1	33	2	55
15	20	2	3	2	28	6	61
16	16	1	7	3	35	6	68

平成16年度における生活保護開始の主たる要因は、手持現金・貯金の減少・喪失が35世帯で最も多く、次いで世帯主の傷病が16世帯、働きによる収入の減少・喪失が7世帯となっています。(参照資料編 表30)

生活保護廃止の主たる要因(年度別)

単位：世帯

年 度	死 亡	働きによる 収入増加取得	社会保障給付 金の増加	仕送り金等の 増加	施設入所	そ の 他	合 計
1 4	13	11	1	0	2	12	39
1 5	17	5	1	1	0	17	41
1 6	8	4	2	1	0	14	29

平成16年度における生活保護廃止の主たる要因は、死亡が8世帯で最も多く、次いで働きによる収入の増加・取得が4世帯、社会保障給付金の増加が2世帯となっています。

なお、その他は、他管内転出や手持金増加等による廃止であります。

(参照資料編 表31)

この2年間、雇用環境の悪化を背景に働きによる収入増加・取得(就労)による廃止が激減しています。

(4) 医療扶助人員の状況

入院・入院外別、単給・併給別医療扶助人員(年度別) 単位：人、ただし延人員

年 度	総医療扶 助人員	入 院			入 院 外		
		医療扶助単給	他扶助併給	計	医療扶助単給	他扶助併給	計
1 4	4,405	333	375	708	310	3,387	3,697
1 5	4,610	392	382	774	358	3,478	3,836
1 6	5,100	414	336	750	272	4,078	4,350

平成16年度における総医療扶助人員を入院・入院外の別で見ると、入院が延750人、入院外が延4,350人となっています。(参照資料編 表32)

また、これを医療扶助単給・他の扶助との併給の別で見ると、入院では医療扶助単給が延414人と入院全体延750人の5割強を占めているが、入院外では他の扶助との併給が延4,078人と入院外全体延4,350人の大半を占めています。

入院・入院外別、精神病・その他別医療扶助人員(年度別) 単位：人、ただし延人員

年 度	総医療扶 助人員	入 院		入 院 外		計	
		精神病	その他	精神病	その他	精神病	その他
1 4	4,405	349	359	905	2,792	1,254	3,151
1 5	4,610	369	405	936	2,900	1,305	3,305
1 6	5,100	327	423	947	3,403	1,274	3,826

平成16年度における総医療扶助人員のうち精神病で治療を受けた被保護者は、入院と入院外を合わせて延1,274人で、全体5,100人の2割強を占めました。(参照資料編 表32)

(5) 生活保護施設の利用状況

生活保護施設別利用者数(年度別)

単位：人

平成年月日	救 護 施 設					矢吹授産場(法別利用内訳)	
	からまつ荘	矢吹緑風園	郡山せいわ園	その他	計	生活保護法	みなし保護
14.4.1現在	24	16	4	3	47	9	9
15.4.1現在	26	16	4	3	49	9	9
16.4.1現在	25	17	4	3	49	7	9

平成16年4月1日現在における生活保護施設の利用状況は、1年前と比べて救護施設では利用者数に変動がなく49人であったが、矢吹授産場では生活保護法による利用者が2人減って7人となり、みなし保護の9人と合わせて16人となりました。(参照資料編 表33)

救護施設入所者の施設別内訳では、からまつ荘が25人で最も多く、次いで矢吹緑風園が17人、郡山せいわ園が4人でありました。

(6) 被保護世帯の世帯類型

被保護世帯の世帯類型別内訳(年度別)

単位：世帯

平成年月日	被保護 世帯数	内 訳						
		高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	児童世帯	障がい者世帯	傷病者世帯	その他世帯
14.4.1現在	312	131	14	0	0	54	53	60
15.4.1現在	332	146	14	0	0	62	51	59
16.4.1現在	352	161	13	0	0	56	54	67

注意：16年度の被保護世帯数には、停止1を含む。(内訳では除外)

平成16年4月1日現在における被保護世帯の世帯類型を見ると、高齢者世帯が161世帯で最も多く、次いで障がい者世帯が56世帯、傷病者世帯が54世帯でありました。

高齢者の被保護世帯は、高齢化の進行を背景に大幅な増加が続いています。

(参照資料編 表34)

(7) 被保護世帯の就労状況

被保護世帯の世帯構成別就労状況(年度別)

単位：世帯

		単身世帯	2人以上の世帯	合計
14年度4月分	働いている者がいる世帯	36	21	57
	働いている者がいない世帯	221	40	261
15年度4月分	働いている者がいる世帯	32	25	57
	働いている者がいない世帯	229	47	276
16年度4月分	働いている者がいる世帯	31	27	58
	働いている者がいない世帯	247	48	295

被保護世帯の構成を平成16年度4月分で見ると、単身世帯が計2788世帯、2人以上の世帯が計75世帯となっており、単身世帯が全体の8割弱に達していません。(参照資料編 表35)

就労形態別では、働いている者がいる世帯が58世帯、働いている者がいない世帯が295世帯となっており、全体の8割強の世帯で就労している者がいない状況にあります。

(8) 保護費の推移

保護費の扶助別支出内訳(年度別) 上段は構成比、単位：% 下段は支出額、単位：千円

年 度	生活扶助費	住宅扶助費	医療扶助費	その他の扶助費	施設事務費	合計
14	27.7	4.4	50.3	2.2	15.4	100
	195,108	31,198	353,700	15,720	108,289	704,015
15	27.5	4.5	51.7	1.5	14.8	100
	200,790	32,945	376,646	10,300	108,285	728,966
16	28.0	5.1	51.4	1.5	14.0	100
	217,759	39,839	399,473	10,869	109,119	777,059

平成16年度において管内で支出した保護費の総額は、本庁払分も含めて777,059千円となっています。(参照資料編 表36)

扶助費の内訳を見ると、医療扶助費が399,473千円で最も多く、次いで生活扶助費が217,759千円、施設事務費が109,119千円、住宅扶助費が39,839千円であった。医療扶助費が全体の5割強と大きなウェイトを占めています。

保護費の支出は、被保護世帯の増加に伴って増加の一途をたどっています。

2 民生委員・児童委員の活動支援

(根拠) 民生委員法、児童福祉法

(内容)

民生・児童委員は、それぞれの市町村の区域にあって、要援護者の実態を常に把握し、地域住民の福祉増進に努めるとともに、福祉関係機関の業務に協力し、積極

的な援助活動を行っていますが、地域の現状を理解するとともに資質の向上を図る研修会等に対して協力・支援しました。

また、平成16年度に民生・児童委員の一斉改選が実施されました。(参照資料編 表37、38)

管内民生・児童委員数 360名

V 妊娠・出産・子育て・子育てを支える社会の推進

- 1) 母子保健医療施策の推進

1 のびゆく子ども支援事業

(1) 身体障がい児療育相談

(根拠) 福島県のびゆく子ども支援事業実施要綱

(内容)

身体障がい者や身体に障害をおこすおそれのある児に対する相談や保健指導を行うとともに、交流会等による仲間づくりを目的として相談会を実施しました。

身体障がい児療育相談の実施状況

対象	実施回数	内 容	参加者数	
			実数	延数
聴覚障がい児	5	第1回：事前交流会 第2回：講話「聴覚障害の理解と療育」 第3回：講話「聴覚障害児の教育の現状と今後の課題」 第4回：講話「聴覚障害児の療育」 第5回：事後交流会	11	26

(2) 長期療養児相談会

(根拠) 福島県のびゆく子ども支援事業実施要綱

(内容)

長期にわたる療養を必要とする児とその家族に対して、在宅療養上の相談や保健指導を行うとともに、交流会等による仲間づくりを目的として相談会を実施しました。

長期療養児童相談会の実施状況

対象	実施回数	内 容	参加者数	
			実数	延数
糖尿病	5	第1回：事前交流会 第2回：講話「1型糖尿病の病態・治療・管理・親の役割」 第3回：座談会「みんなで考えよう 2型糖尿病」 第4回：講話「2型糖尿病の食事療法のポイント」 第5回：事後交流会	11	26

(3) 未熟児養育相談

(根拠) 福島県のびゆく子ども支援事業実施要綱

(内容)

未熟児の発達や養育に関する相談や指導、交流会による仲間づくりを目的として相談会を実施しました。

未熟児養育相談の実施状況

実施回数	内 容	参加者数	
		実数	延数
3	講話「未熟児の発育・発達について」 楽しい親子遊び・交流会等	19	24

(4) 訪問指導

(根拠) 福島県のびゆく子ども支援事業実施要綱

(内容)

未熟児及び在宅療養を必要とする家族に対して、正常な発育・発達や療育・療養に必要な助言及び保健指導を医療機関と連携をとりながら実施しました。

訪問指導の実施状況

対象	実数	延数
身体障がい児	9	10
長期療養児	2	2
未熟児	88	111

2 育児不安を持つ親等へのグループミーティングモデル事業

(根拠) 福島県育児不安を持つ親等へのグループミーティングモデル事業実施要綱

(内容)

育児不安や育児困難を感じている母親等に対し、親同士の交流の場を提供することにより、虐待等の不適切な関わりを未然に防止するとともに、育児を支援することを目的に母親を対象としたグループミーティングを実施しました。

育児不安を持つ親等へのグループミーティングモデル事業の実施状況

年度	会場	グループ数	実施回数	来所人数	
				実数	延数
15	県南保健福祉事務所	2	3	12	24
16	県南保健福祉事務所	1	4	9	21
	棚倉町保健センター	1	4	6	11

3 豊かに「いのち」を育む支援事業

思春期の男女、子育て予備軍にある若者に対し、生命・お互いの性・人権を尊重する人間教育としての性教育を進め、望まない妊娠や人工妊娠中絶を減少させ、命を豊かに育めるよう支援することを目的に下記の事業を実施しました。

(1) 思春期相談ほっとライン事業

(根拠) 福島県思春期相談ほっとライン事業実施要綱

(内容)

思春期を巡る悩みについて電話及びメール等による相談を実施しました。

思春期相談ほっとラインによる相談実施状況

年度	相談種別			
	電話相談	メール相談	来所相談	計
15	36	-	0	36
16	31	65	0	96

(2) 若者のための性を考える講座事業

(根拠) 福島県若者のための性を考える講座事業実施要綱

(内容)

子育て予備軍にある若者に対し、性教育を実施しました。

若者のための性を考える講座の実施状況

年度	実施校	対象	参加人数
15	福島県厚生農業協同組合連合会	学生・教務	90
	白河厚生総合病院附属高等看護学院		
16	白河医師会白河准看護学院	学生・教務	55

(3) その他の性教育

学校等の依頼により、思春期の若者や関係者を対象にした性教育等を実施しました。

性教育の実施状況

	実施学校数	実施回数	人数
高等学校	1	1	280
中学校	3	4	534
小学校	1	1	16

4 特定不妊治療費助成事業

(根拠) 福島県特定不妊治療費助成事業実施要綱

(内容)

不妊治療を行う夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精について、不妊治療費に要する費用の一部の助成を行いました。

特定不妊治療費助成の給付状況

申請件数	給付件数
23	23

5 福島県育児等健康支援事業費補助事業

(根拠) 児童手当法第29条の2

(内容)

児童手当法に基づき、児童育成事業を実施する市町村に対して補助を行いました。

育児等健康支援事業の実施状況

事業名	市町村数	市町村名
地域活動事業	6	表郷村 中島村 矢吹町 大信村 棚倉町 塙町
母子栄養管理事業	7	白河市 表郷村 中島村 矢吹町 大信村 塙町 鮫川村
乳幼児育成指導事業	5	白河市 表郷村 東村 矢吹町 棚倉町
年長児童の赤ちゃん出会 い・ふれあい交流事業	1	中島村

6 医療援護事業

(1) 育成医療給付

(根拠) 児童福祉法第20条

(内容)

身体に障害のある児童又は疾患を放置することで障害を残すと認められる児童で手術等の治療により確実なる治療効果が期待できる場合に、児童福祉法第20条による指定医療機関において治療する児童に対して公費による医療の給付を行いました。

育成医療の給付状況

市町村	肢体不自由	視覚障害	聴覚、平衡機能障害	音声・言語そしやく機能障害	内臓障害	計(延数)
白河市	1	1	1	4	5	12
西郷村				5	4	9
表郷村						0
東村					2	2
泉崎村	3					3
中島村		1				1
矢吹町		1	1	1		3
大信村					1	1
棚倉町	1			1	1	3
矢祭町				1		1
塙町	2			1	2	5
鮫川村						0
計	7	3	2	13	15	40

(2) 養育医療給付

(根拠) 母子保健法第6条第6項

(内容)

母子保健法第6条第6項に規定する体重が2,000g以下又は生活力が特に薄弱である症状等により医療機関への入院を必要とする未熟児に医療の給付を行いました。

養育医療の給付状況

市町村	件数(実数)
白河市	10
西郷村	7
表郷村	0
東村	1
泉崎村	3
中島村	1
矢吹町	5
大信村	3
棚倉町	3
矢祭町	0
埴町	4
鮫川村	1
計	38

養育医療の給付状況(体重別)

体重別	件数(実数)
~1,000	6
1,001~1,500	10
1,501~1,800	6
1,800~2,000	8
2,001~2,300	5
2,301~2,500	3
2,500~	0
計	38

7 小児慢性特定疾患治療研究事業

(根拠) 福島県小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱

福島県小児慢性特定疾患児手帳交付事業実施要綱

(内容)

小児慢性疾患のうち治療法が確立していない特定の疾患について、治療研究を推進し、治療法を確立するための医学的知見の発見を促進するとともに、その医療の確保と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担を軽減して、児童の健全な育成を図ることを目的として医療の給付を行いました。

また、児童の病状を正しく理解し、適切に対応してもらうことを目的に、小児慢性特定疾患児に対して福島県小児慢性特定疾患児手帳(ひまわり手帳)を交付しました。

小児慢性特定疾患治療研究事業の認定状況

市町村	悪性新生物	慢性腎疾患	ぜんそく	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血友病等血液疾患	神経・筋疾患	計(延数)
白河市	14	5	5		16	2	6	2	7		57
西郷村	7	1		2	6		1	2	3		22
表郷村	4										4
東村	1				1		1			2	5
泉崎村									2		2
中島村	1						1		1		3
矢吹町	8	1	1	3	5			2	1		21
大信村	1		1		1				3		6
棚倉町	3	1			5			1	3		13
矢祭町					1				1		2
埴町	2				5		1		5		13
鮫川村	4								1		5
計	45	8	7	5	40	2	10	7	27	2	153

8 不妊総合相談事業

(根拠) 福島県不妊総合相談事業実施要綱

(内容)

不妊に悩む夫婦に対し、夫婦の身体的・精神的、社会的状況に応じた不妊の悩みに対する相談、助言、支援を行うとともに、不妊に関する情報提供を行いました。

不妊総合相談の実施件数

相談件数	相談種別	
	電話相談	来所相談
2	1	1

9 先天性代謝異常検査事業

(根拠) 福島県先天性代謝異常検査事業実施要綱

(内容)

フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常症及び先天性甲状腺機能低下症(クレチン症)の早期発見・早期治療を図るため、新生児の血液によるマス・スクリーニング検査を行いました。

なお、検査で精密検査となった児については、結果確認及び保健指導を実施しました。

先天性代謝異常検査(精密検査)の実施状況

疾患名	要精検者数	異常あり	異常なし
フェニールケトン尿症	0	0	0
楓糖尿病	0	0	0
クレチン症	1	0	1
ホモシスチン尿症	0	0	0
ガラクトース血症	0	0	0
先天性副腎過形成症	0	0	0
その他	0	0	0
計	1	0	1

10 新生児聴覚検査事業

(根拠) 福島県新生児聴覚検査事業実施要綱

(内容)

聴覚障がい児を早期に発見し、早期療養につなげるため、聴覚検査機器を有する産科医療機関に検査を委託し、新生児に対する聴覚検査を試行的に実施しました。

新生児聴覚検査結果の状況

県南地域に住所を有し、委託医療機関で検査を実施した新生児の検査結果	
初回検査でレファーターとなった児	5
レファーターとなった児のうち精密検査になった児	1

11 母子保健推進連絡会議

(根拠) 福島県母子保健推進連絡会議実施要綱

(内容)

広域的な母子保健施策を推進するための体制整備や母子保健分野に関する計画の策定等について検討し、母子保健事業の効果的な推進を図るための地域関係者による連絡会議を開催しました。

開催年月日・場所	主な議題	参加機関	出席者
17年2月28日(月) 県南保健福祉事務所	県南地域における思春期保健の推進について	医療・教育・市町村の母子保健関係者	30名

- 2) 子育て支援環境づくりの推進

管内児童数の推移

平成12年(2000年)の国勢調査の結果による管内児童数は、33,109人で 管内総人口155,015人の21.4%を占めています。昭和55年(1980年)28.5%、平成2年(1990年)26.2%で漸減傾向にあります。(参照資料編 表39)

1 児童手当の支給状況

(根拠) 児童手当法第8条

(内容)

平成17年2月末現在の児童手当受給者は9,888人、該当児童13,039人だった。該当児童の年齢が平成16年4月から小学校第3学年修了までに引き上げられたことに伴い、前年同期比では受給者で24.8%、該当児童で42.5%の伸びが見られました。(参照資料編 表40)

2 市町村行動計画の策定支援

(根拠) 次世代育成支援対策推進法第10条

(内容)

次世代育成支援対策推進法(平成15年7月16日法律第120号)第8条第1項の規定によりすべての市町村に策定が義務付けられた行動計画の円滑な策定のため、次の支援を行いました。

- ・ 行動計画策定連絡会議の開催(平成16年6月30日)
- ・ 実状把握のためのヒアリングの実施(保育所・市町村指導監査時)
- ・ 市町村、保育所等への情報提供(随時)

予定どおり、平成16年度中に管内全市町村が「前期計画」の策定を完了した(計画期間は平成17年度から21年度の5年間)。内容は、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進、その他の次世代育成支援対策の実施の6項目を骨子とします(法第8条第1項)。

また、特定14事業については、目標事業量の設定が検討されました。県南地域の各市町村が設定した目標事業量の計は次表のとおりです。

県南地域の目標事業量(目標値が設定されたもののみ)

	通常保育 (児童数)	延長保育	休日保育	放課後児童 健全育成	一時保育	特定保育
現状:16年度	1,899	11	0	22	4	0
目標:21年度	2,021	13	2	28	10	1

	病後児保育 (施設型)	ファミリー・ -ト・センター	地域子育て 支援センター	つどいの広 場
現状:16年度	0	0	1	0
目標:21年度	1	5	11	4

延長保育以下は、箇所数。

3 保育所指導監査、認可外保育施設調査指導

(根拠) 児童福祉法第46条第1項、第59条第1項

(内容)

適正な保育の維持と一層の向上のため、認可保育所への指導監査を行い、また、認可外保育施設への調査指導を実施しました。

- 3) 子育て家庭の支援

1 家庭児童相談室における相談事業

(根拠) 児童家庭相談室設置運営要綱

(内容)

家庭児童相談室に配置された4名の家庭相談員(うち2名は東白川福祉相談コーナー)が児童に関するさまざまな相談を受け付け、援助・指導を実施しました。相談内容は、障がいに関するものがもっとも多く、次いで性格・生活習慣等、知能・言語に関するものの順でした。(参照資料編 表41)

児童相談受付件数 1,711件(うち東白川福祉相談コーナー1,003件)

2 母子・寡婦福祉事業

(根拠) 母子及び寡婦福祉法第8条第2項

(内容)

2名の母子自立支援員(うち1名は東白川福祉相談コーナー)と1名の母子福祉協力員が母子家庭等の生活一般、生活援護、児童等に関する相談を受け付け、援助・指導を実施しました。(参照資料編 表42、43)

- ・母子等相談受付件数 677件(うち東白川福祉相談コーナー214件)
 - ・母子寡婦福祉資金 貸付件数42件、貸付額21,889千円(前年度比14.3%増)
- (参照資料編 表44)

- 4) 子育てと仕事の両立支援

1 保育所の状況

(根拠) 児童福祉法第24条

(内容)

新設保育所は1か所(定数69)、ほかに平成16年4月1日現在で30の定数増が図られ、待機児童対策は一定の前進を見られました。

2 特別保育事業等

(根拠) 特別保育事業実施要綱他

(内容)

子育てと仕事の両立支援として、多様な保育需要に応じるために保育所が行う特別保育事業等について、実施する市町村に対し補助を行いました。地域における子育て支援の中核施設としての役割は一層重要になっています。(参照資料編 表45)

- ・延長保育 9か所
- ・一時保育 4か所
- ・保育所地域活動 8か所
- ・へき地保育 1か所
- ・乳児保育 1か所(公立は補助対象外)
- ・障がい児保育(県単) 7か所
- ・地域子育て支援センター 1か所

3 認可外保育施設の状況

(根拠) 児童福祉法第59条の2

(内容)

認可外保育施設は、事業所内施設が5か所、その他が9か所の14か所となっています。(参照資料編 表46)

- 5) 子どもの健全育成の推進

1 放課後児童健全育成事業

(根拠) 福島県放課後児童健全育成事業実施要綱

(内容)

日中、保護者のいない家庭の小学校低学年児童を中心として組織される放課後児童クラブの運営費について、設置する市町村に対し補助を実施しました。(参照資料編表47)

対象児童クラブ 16か所

2 わくわく放課後支援事業

(根拠) 福島県わくわく放課後支援事業実施要綱

(内容)

1の補助要件に満たない放課後児童クラブの運営費について、設置する市町村に対し補助を実施しました。

対象児童クラブ 6か所

3 障がい児受入支援事業

(根拠) 福島県放課後児童クラブ障害児受入支援事業交付要綱

(内容)

児童クラブの障がい児受入を促進するため、これを実施する市町村に対し補助を実施しました。

対象児童クラブ 2か所

- 6) 子どもの豊かな心づくり

家庭児童相談室における相談事業

- 3 - 1に同じ

- 7) 子どもの権利擁護の推進

要保護対策の推進

(根拠) 児童福祉法第25条の8他

(内容)

一時保護や施設入所などの児童福祉法による措置が必要とされる児童について、児童相談所と連携して、家庭状況の調査や家庭訪問を行っています。

また、児童福祉施設の適切な運営と入所児童の処遇の向上を図るため、必要な指導をしています。

(参照資料編 表48、49)

高齢者が心豊かに暮らせる社会の推進

- 1) 生きがいつくりと社会参加の促進

1 百歳高齢者知事賀寿事業

(根拠) 百歳高齢者知事賀寿実施要綱

(内容)

百歳の高齢者に対し、その長寿を祝い、併せて県民の間に広く老人福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人の健康の増進に努める意欲を高めることを目的に、知事からの祝状及び記念品を贈呈しました。

平成16年度贈呈者数 7名

(15年度7名、14年度6名、13年度6名、12年度5名)

2 高齢社会対策推進事業

(根拠) 福島県高齢社会対策推進事業実施要綱

(内容)

地域福祉推進の主体である市町村が地域の実情に応じたきめ細かなサービスを展開できるよう支援し、すべての高齢者が安心していきいきと暮らせる社会を実現することを目的に補助しました。

高齢社会対策推進事業(市町村別)実施状況

市町村	事業名
白河市	高齢者健康づくり整備事業
西郷村	敬老会生きがい健康づくり事業
表郷村	高齢者健康増進事業
東村	村内巡回バス運行事業
泉崎村	貯筋会実施事業
中島村	高齢者対策福祉器具等整備事業
矢吹町	高齢者健康管理推進事業
大信村	芸能発表事業 高齢者の筋力アップ教室(元気アップ教室・元気はつらつ教室) ニュースポーツ用具購入・普及事業
棚倉町	高齢社会対策推進芸術公演
矢祭町	「玄米ニギニギ体操」で健康づくり事業
塙町	ふれあい広場整備事業
鮫川村	高齢者のための筋力づくり教室
計	実施市町村数12(実施事業数14)

老人クラブ活動等事業

(根拠) 福島県老人クラブ活動等事業実施要綱

(内容)

老人クラブが行う、高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動や、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする活動等に対し補助しました。

・実施市町村 12市町村

・補助額 4,970千円(16年度)

- 2) 健康づくり・介護予防の推進

在宅福祉事業補助事業

(根拠) 介護予防・地域支え合い事業実施要綱

(内容)

地域の実情に応じて、高齢者等に対しサービスを提供することにより、住み慣れた地域社会の中で引き続き在宅生活を続けていくことを支援しました。

在宅福祉補助事業(市町村別)実施状況

市町村	食の自立支援(配食)		外出支援サービス		寝具類等洗濯乾燥消毒サービス		住宅改修支援事業	
	年間延配食数	年間実利用人員	年間延サービス回数	年間実利用人員	年間延サービス回数	年間実利用人員	年間延べ作成件数	年間実利用人員
白河市	7,496	219	420	58	285	54		
西郷村					722	274		
表郷村	1,503	22	9	3				
東村	1,336	14	1,141	129	12	8		
泉崎村	1,469	32			123	32		
中島村			169	26	30	23		
矢吹町	1,188	61	7,685	49	36	12	6	6
大信村					194	49		
棚倉町	6,204	60	292	59	139	106		
矢祭町					21	21		
埴町					24	14		
鮫川村			2,263	244	53	39		
合計	19,196	408	11,979	568	1,639	632	6	6
事業実施市町村数		6		7		11		1
15年度		6		8		11		0
14年度		6		6		11		0

市町村	訪問理美容サービス事業		家族介護支援事業	転倒骨折予防教室		アクティビティ・痴呆介護教室	
	年間延べサービス件数	年間実利用人員	年間実利用人員	教室開催回数	年間実利用人員	年間延実施回数	年間実利用人員
白河市	234	93				10	169
西郷村	15	7	10	5	83		
表郷村							
東村	5	2	6	20	6	6	29
泉崎村							
中島村							
矢吹町			31	5	75	60	706
大信村							
棚倉町	12	3	49	4	57	11	59
矢祭町	10	4	9				
埴町			37			15	10
鮫川村	5	1	61	97	163		
合計	281	110	203	131	384	102	973
事業実施市町村数		6	7		5		5
15年度		6	6		5		4
14年度		7	5		2		4

市町村	I A D L 訓練事業		地域住民グループ 支 援 事 業		高齢者筋力向上ト レーニング事業		高齢者食生活改善 事 業	
	教室開催 回数	年間実利 用人員	実施クル プ 数	教 室 開 催回数	機器購入 台数)	運営間延 実施回数	年間延実 施回数	年間延利 用人員
白 河 市								
西 郷 村	2	18					8	78
表 郷 村								
東 村								
泉 崎 村								
中 島 村	20	5				47	6	82
矢 吹 町								
大 信 村								
棚 倉 町					4	48		
矢 祭 町								
塙 町							8	81
鮫 川 村			7	30			29	456
合 計	22	23	7	30	4	95	51	697
事業実施 市町村数		2		1	1	2		4
15年度		2		1	1	0		4
14年度		1		1	0	0		4

市町村	運動指導事業		高齢者実態 把握事業	介護予防 プラン作成事業	緊急通報体制等整備 事 業		高齢者地域支援体 制整備・評価事業
	年間延 利用人 員	年間実利 用人員	実態把握件 数	プラン作成件 数	緊急通報装置の給付 ・レンタル		延相談件数
					延べ台数	実台数	
白 河 市			3,382	312	1,969	183	203
西 郷 村			397	2	519	47	
表 郷 村					337	36	
東 村			98		260	24	
泉 崎 村					405	37	
中 島 村	337	35			36	3	
矢 吹 町			160		817	72	
大 信 村					324	30	
棚 倉 町			567		797	69	
矢 祭 町					215	21	
塙 町			332		987	86	
鮫 川 村			1,762		485	45	
合 計	337	35	6,698	314	7,151	653	203
事業実施 市町村数		1	7	2		12	1
15年度		0	7	1		12	0
14年度		0	7	1		12	0

自立継続サポート事業
(根拠) 福島県自立継続サポート事業実施要綱
(内容)

在宅の一人暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止することを目的に補助しました。

軽度生活援助事業(市町村別)実施状況

市 町 村	軽度生活援助事業	
	年間サービス延時間	年間実利用人員
白 河 市	2,012	31
西 郷 村	10	2
表 郷 村		
東 郷 村	24	2
泉 崎 村	491	12
中 島 村	30	1
矢 吹 町	531	8
大 信 村	59	4
棚 倉 町	680	43
矢 祭 町	237	5
塙 町	402.5	5
鮫 川 村	1,147	16
合 計	5,623.5	129
事業実施市町村		11
15年度		9
14年度		9

- 3) 在宅医療・介護の充実

1 高齢者福祉行政実地指導

(根拠) 福島県高齢者福祉行政実地指導要綱

(内容)

市町村における高齢者福祉行政の実施状況等について、老人福祉法及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、実地に調査を行い、助言指導を実施しました。

実施市町村：西郷村、表郷村、中島村、棚倉町、矢祭町、鮫川村
(16年度)(管内の1/2)

2 在宅介護支援センター

(根拠) 在宅介護支援センター運営事業実施要綱

(内容)

在宅の要介護高齢者若しくは要介護となるおそれのある高齢者又はその家族等に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じる等地域における保健福祉の向上を図るために補助しました。

在宅介護支援センター設置数

市 町 村	設置数	類 型	
		基幹型	地域型
白 河 市	5	0	5
西 郷 村	4	1	3
表 郷 村	1	0	1
東 郷 村	1	0	1
泉 崎 村	1	1	0
中 島 村	1	0	1
矢 吹 町	1	0	1

市 町 村	設置数	類 型	
		基幹型	地域型
大 信 村	1	1	0
棚 倉 町	2	0	2
矢 祭 町	1	0	1
埴 町	1	0	1
鮫 川 村	1	0	1
合 計	20	3	17
15年度	20	3	17
14年度	15	3	12

3 高齢者介護予防・リハビリテーション拠点整備事業

(根拠) 福島県高齢者介護予防・リハビリテーション拠点整備事業実施要綱

(内容)

市町村が先進的に高齢者筋力向上トレーニング事業等を実施するための介護予防拠点を整備し、介護予防対策の一層の推進を図ることを目的に補助しました。

- ・ 鮫川村 高齢者向け水中体操教室
農業者トレーニングセンタープールの温水シャワー設置、トイレ改修等
補助額 8,000千円
- ・ 表郷村 高齢者の筋力アップ教室
公民館の玄関内外スロープ、トレーニング室改修等
補助額 7,875千円

- 4) 施設医療・介護の充実

1 老人福祉施設等整備事業

第三次福島県高齢者保健福祉計画・第二次福島県介護保険事業支援計画に基づき、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の高齢者関連施設の整備を促進しました。

平成16年度補助事業整備実績

介護老人福祉施設

聖・虹の郷(大信村) 50床新設

小峰苑(白河市) 30床増床

介護老人保健施設

ニコニコリハビリ(西郷村) 100床新設

2 老人福祉施設の運営指導及び監査

(根拠) 福島県社会福祉法人・社会福祉施設運営指導及び監査実施要綱

(内容)

特別養護老人ホーム等の適正な施設運営の確保を図るため、本庁と合同で施設に対する実地指導及び実地監査を実施しました。

特別養護老人ホーム8施設、養護老人ホーム1施設、軽費老人ホーム1施設

- 5) 介護保険制度の円滑な運営

1 介護保険の認定

(1) 介護認定審査会の設置

(根拠) 介護保険法第14条

(内容)

県南管内は、白河地方広域市町村圏整備組合において介護認定審査を共同処理しています。

白河地方広域市町村圏整備組合

介護保険審査会の設置形態

8合議体・審査会委員52名

(2)認定調査員等研修事業

(根拠) 福島県認定調査従事者・介護認定審査会委員研修事業実施要綱

(内容)

ア 認定調査員研修会の開催

認定調査に従事する者が、要介護認定及び要支援認定における公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識、技能を修得及び向上させることを目的に開催しました。

認定調査員研修会実施状況

開催年月日及び場所	内 容	参加者数
17年3月9日(水) サンフレッシュ白河	介護保険の県内情勢及び法改正の動向について 認定調査項目についての留意点 説明：事務所職員 講義「認知症の理解と認定調査時の留意点」 講師：精神科医師	市町村等職員 認定調査員他 102名

イ 介護認定審査会委員研修会の開催

介護認定審査会委員が、要介護認定及び要支援認定における公平・公正かつ適切な審査判定を実施するために必要な知識、技能を修得及び向上させること及び介護認定審査会における審査判定の適正化を図ることを目的に開催しました。

介護認定審査会委員研修会実施状況

開催年月日及び場所	内 容	参加者数
17年3月12日(土) ホテルサンルート白河	新任委員・現任委員全体研修会 講義「認知症の判断基準と認定調査項目との関連について」 講師：精神科医師 新任委員研修会 介護認定審査会の流れと留意事項について 説明：当事務所職員	介護認定審査 会委員他 33名

(3)市町村別要介護認定状況

年々認定者は増加しています。特に、要支援・要介護1の認定者数の増加割合が高くなっています。

要介護認定者数(市町村別)

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
H15.3.31	348	1,292	705	434	538	490	3,807
H16.3.31	401	1,377	622	499	579	548	4,026
H17.3.31	404	1,577	581	550	634	567	4,313
白河市	122	531	161	158	167	149	1,288
西郷村	43	199	52	76	68	55	493
表郷村	24	50	29	18	26	25	172
東 村	30	58	24	27	29	23	191
泉崎村	12	58	25	22	39	25	181

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
中島村	12	47	18	18	19	14	128
矢吹町	25	125	61	56	74	69	410
大信村	9	56	15	12	16	33	141
棚倉町	38	176	69	60	72	74	489
矢祭町	23	57	51	29	44	28	232
埴町	40	161	55	53	56	53	418
鮫川村	26	59	21	21	24	19	170

2 介護保険法事業者指定

年々事業者は、増加しています。特に、居宅介護支援事業者、訪問介護の増加割合が高くなっています。

施設については、介護老人福祉施設、介護老人保健施設がそれぞれ1施設新設されました。

居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者（みなし指定を除く。）

	17.4.1現在	16.4.1現在	増加数	対前年比
居宅介護支援事業者	37	33	4	1.12
居宅サービス事業者	92	85	7	1.08
訪問介護	31	26	5	1.19
訪問入浴介護	10	9	1	1.11
訪問看護	10	10	-	1.00
居宅療養指導管理	0	0	-	-
訪問リハビリテーション	1	1	-	1.00
通所介護	18	18	-	1.00
通所リハビリテーション	1	1	-	1.00
短期入所生活介護	9	8	1	1.13
短期入所療養介護	0	0	-	-
特定施設	0	0	-	-
痴呆共同生活介護	1	1	-	1.00
福祉用具貸与	11	11	-	1.00
合計	129	118	11	1.09

施設サービスの状況（みなし指定を除く。）（ ）は入所定員

	17.4.1現在	16.4.1現在	増加	対前年比
介護老人福祉施設	9施設（650床）	8施設（540床）	1施設（110床）	1.13(1.20)
介護老人保健施設	4施設（400床）	3施設（300床）	1施設（100床）	1.33(1.33)
介護療養型医療施設	5施設（71床）	5施設（71床）		1.00(1.00)
合計	18施設（1121床）	16施設（911床）	2施設（210床）	1.13(1.23)

- 1 介護老人保健施設はショートステイを含んだベッド数（ショートステイベッド数は特定されていない。）
- 2 介護老人福祉施設の「増加数」のうち増床分（110床）は3施設にまたがっています。

3 ケアマネジメントリーダー活動促進支援事業

（根拠） 市町村ケアマネジメントリーダー活動促進支援事業実施要綱

（内容）

市町村における介護支援専門員への支援活動の円滑な実施に向け、県ケアマネジメントリーダー等の協力を得ながら、更なるケアマネジメントの質の向上を目指し、その活動を支援しています。

ケアマネジメントリーダー活動促進支援事業実施状況

相談種別	件(回)数	内容及びリーダーの役割
電話相談	4	サービス利用の考え方等
文書による相談	0	
巡回指導等	22	支援要望のあった市町村に対し県リーダーの協力のもと実施しました。(4回) 東白川郡ケアプラン指導研修事業支援(実地支援18回) ・担当者会議、事例検討会等の企画運営に参画、助言
事例検討会 会議開催等	1	県南地域市町村ケアマネジメントリーダー意見交換会の開催しました。 市町村リーダー活動等についての情報交換

4 介護保険料

平成15年度から第2期介護保険事業計画が策定され保険料の改定が行われました。

介護保険料の状況(市町村別) (平成17.4.1現在)

市町村名	年額保険料	月額保険料
白河市	3,200円	2,767円
西郷村	38,880円	3,240円
表郷村	30,500円	2,542円
東村	30,200円	2,517円
泉崎村	32,700円	2,725円
中島村	29,600円	2,467円
矢吹町	30,252円	2,521円
大信村	25,200円	2,100円
棚倉町	31,700円	2,642円
矢祭町	23,280円	1,940円
塙町	31,800円	2,650円
鮫川村	32,400円	2,700円
県平均額		2,640円

- 1 月額保険料は、各市町村の介護保険条例で定めた平成15～17年度の保険料率(年額)を12月で除した額です。
- 2 保険料は、被保険者の所得に応じて原則として5段階に設定されますが、上記の額は第3段階の基準額です。

5 介護保険指定事業所等の運営指導及び監査

(根拠) 福島県介護保険施設等指導要綱

(内容)

介護保険指定事業所等の適正な施設運営の確保を図るため、本庁と合同で事業所等に対する実地指導及び実地監査を実施しました。

- ・介護保険施設 5施設
- ・居宅サービス事業所 22事業所
- ・居宅介護支援事業所 8事業所

6 介護保険対象サービスの利用状況

年々サービスの利用が高くなっており、特に、短期入所生活介護、短期入所療養介護、訪問介護の割合が高くなっています。

介護保険対象サービスの利用状況

年 度	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6
訪 問 介 護 (回/週)	1,877	2,793	3,212	3,612	3,920
訪 問 入 浴 介 護 (回/週)	148	163	177	191	187
訪 問 看 護 (回/週)	260	297	318	328	331
訪問リハビリテーション (回/週)	2	3	16	14	11
通 所 介 護 (回/週)	1,003	1,305	1,529	1,701	1,827
通所リハビリテーション (回/週)	172	255	306	319	315
短期入所生活介護 (回/6月)	621	1,353	1,848	2,157	2,101
短期入所療養介護 (回/6月)	125	223	351	447	478
認知症対応型共同生活介 護	0	0	0	0	0
特定施設入所者生活介護	0	0	0	0	0

障がい者が自立し社会参加できる社会の推進

- 1) ノーマライゼーション理念の普及・啓発の促進

1 県南障がい保健福祉圏域プランの策定

(根拠) 障がい者基本法第7条の2第2項

(内容)

平成16年9月27日策定された第2次福島県障がい者計画においては、「ともに生きる社会」の実現を目指して、圏域毎に地域生活への移行促進という観点からの数値目標を設定することとされ、県南圏域についても数値目標を含む県南障がい保健福祉圏域プランが策定されました。

2 精神保健福祉研修会の開催

(根拠) 平成16年度精神保健福祉研修会開催要領

(内容)

平成17年度からの当所におけるひきこもり対策事業の円滑実施に向けて、ひきこもりに関する研修会を開催し、ひきこもりに係る知識の普及啓発を実施しました。

- ・開催回数 1回
- ・参加人数 120名

3 地産地消推進地域別支援事業

地域にある資源や環境に着目し、郷土・地域を再発見、見つめ直す機会を提供するため、ユニバーサルデザインに配慮した「ひとにやさしい道路」を利用し、障がいのある人及び障がいのない人も共に参加した健康ウォーキングを実施しました。

- ・実施月日 平成16年10月24日(日)
- ・場所 東白川郡棚倉町城跡スタート・ゴール
- ・コース 2.7km 4km
- ・参加者数 124名
- ・その他 地産地消フェスティバル関連事業として実施

- 2) 総合療育体制の推進

1 障がい児(者)地域療育等支援事業

(根拠) 福島県障がい児(者)地域療育等支援事業実施要綱

(内容)

受託施設に専任のコーディネーターを配置し、在宅障がい児及び知的障がい者の療育等の相談、援助プログラムの作成、関係機関との調整を行う地域生活支援事業及び巡回相談や外来者に対する各種相談等を実施しました。

- ・受託施設 2施設(コーディネーター各1名)
白河こひつじ学園(西郷村 社会福祉法人牧人会運営)
はなわ育成園(塙町 社会福祉法人牧人会運営)

- ・委託料 13,244千円

受託施設における相談等の実施状況

受託施設名	地域生活支援事業			在宅支援 訪問療育 件数	在宅支援 外来療育 件数	施設支援 一般指導 件数
	電話相 談回数	家庭訪 問回数	来所相 談回数			
白河こひつじ学園	98	88	32	72	72	13
はなわ育成園	9	79	2	72	72	13

2 県南圏域地域療育等支援事業連絡調整会議の開催

(根拠) 福島県障がい児(者)地域療育等支援事業実施要綱第5条

(内容)

障がい児(者)地域療育等支援事業の円滑な実施に向け、市町村、施設、事業者等の関係機関への情報提供・交換のため、保健福祉事務所主催の連絡調整会議を開催し、併せて市町村障がい者計画策定支援のための情報提供も実施しました。

- ・開催回数 1回
- ・出席者 28名

- 3) 雇用と就労の促進

1 精神障がい者社会適応訓練事業

(根拠) 精神保健福祉法第50条の4

(内容)

回復途上の在宅精神障がい者で勤労意欲のある者に、県が委託契約を結んだ事業所において一定期間、社会生活や就労に適応するための訓練を行い、円滑な社会復帰を援助しました。

委託料 488千円

社会適応訓練事業実績

16年度末登録事業所数	委託事業所数	委託患者数
22	3	3

2 知的障がい者通所授産施設整備事業

(根拠) 福島県社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費負担(補助)金交付要綱

(内容)

雇用されることが困難な在宅の障がい者に対し自活に必要な訓練を行うとともに就労の場を与えて自活させるための知的障がい者通所授産施設の新設に向けた施設整備を進めました。

- ・施設名 知的障がい者通所授産施設「大信やまゆり」
- ・定員 20名(通所)
- ・開所日 平成17年4月1日
- ・運営主体 (社福)甲子の里希望の家
- ・施設整備補助金額 16,538千円(本庁執行)

3 障がい者小規模作業所運営事業

(根拠) 福島県障がい者小規模作業所運営事業補助金交付要綱

(内容)

雇用されることが困難な在宅の障がい者に対し自活に必要な訓練を行うとともに、就労の場を与えて自活させるための障がい者小規模作業所に財政的支援を行う市町村に対し、補助しました。

- ・実施市町村 5市町村 7作業所(身体・知的5 精神2)
- ・補助率 1/2
- ・補助額 17,550千円

4 知的障がい者通勤寮施設支援費等補助事業

(根拠) 知的障がい者福祉法第21条の8

福島県障がい児及び知的障がい者保護費等負担(補助)金交付要綱

(内容)

就労している知的障がい者が、職場に通勤しながら対人関係の調整等、独立に必

要な指導等を受けるために知的障がい者通勤寮に入所した場合、支援費を支給した市町村に対して、補助しました。

- ・実施市町村 4 町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 6 5 0 千円

- 4) 自立の支援と社会参加の促進

1 精神障がい者社会復帰相談指導事業

(根拠) 福島県精神障がい者社会復帰相談指導事業実施要綱

(内容)

「こみね会」として月2回程度のグループ活動を実施し、手工芸、調理実習軽スポーツ、交流会等の実施を通じて、回復途上にある精神障がい者の社会復帰を促進しました。

こみね会の実施状況

開催日数	参加実人数	参加延人数
22	14	194

2 市町村障がい者社会参加促進事業

(根拠) 市町村障がい者社会参加促進事業補助金交付要綱

(内容)

障がい者にとって最も身近な市町村においてノーマライゼーションの理念の実現に向けて、障がい者のニーズに応じた事業を実施することにより、障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とした事業で、事業を実施した市町村に対して補助しました。

- ・実施市町村 2 市町
- ・補助率 2 / 3
- ・補助額 5 0 5 千円

3 障がい者情報バリアフリー化支援事業

(根拠) 福島県障がい者情報バリアフリー化支援事業補助金交付要綱

(内容)

重度の視覚障害児(者)及び上肢不自由児(者)に対し、情報機器(パーソナルコンピューター)を使用する際に必要な周辺機器やソフトウェアを購入するための費用の一部を補助しました。

- ・補助件数 2 件
- ・補助率 2 / 3 (上限10万円)
- ・補助額 1 9 0 千円

4 精神障がい者保健福祉手帳交付

(根拠) 精神保健福祉法第45条

(内容)

精神障がい者に対する各種の支援策の活用を容易にし、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的に手帳を交付(精神保健福祉センター)しており、手帳の利用方法や社会資源の活用方法を普及啓発するなどして手帳の普及を図りました。(参照資料編 表50)

交付状況

1 級	2 級	3 級	合計	不交付
31	101	44	176	0

5 精神障がい者地域生活支援センター運営事業

- (根拠) 精神保健福祉法第50条の2第1項第5号
 福島県精神障がい者社会復帰施設運営事業費補助金要綱
 福島県精神障がい者社会復帰施設指導監査実施要綱

(内容)

地域の精神障がい者に対する相談助言をはじめとする各種援助を総合的に行うことを目的とする社会復帰施設である地域生活支援センターについて、NPO法人の運営する施設の運営及び利用を支援しました。

- ・精神障がい者社会復帰施設運営事業補助金 21,328千円(本庁執行)
- ・社会復帰施設指導監査 1回実施

6 身体障がい者相談員

- (根拠) 身体障がい者福祉法第12条の3
 福島県身体障がい者相談員報償費支給要領

(内容)

身体障がい者相談員を配置し、身体障がい者の更生援護の相談、指導、助言を行いました。(参照資料編 表51)

報償費 378千円

身体障がい者相談員設置人数

西郷村	2	棚倉町	2
表郷村	1	矢祭町	1
東郷村	1	塙町	1
泉崎村	1	鮫川村	1
中島村	1	東白川郡計	5
矢吹町	2		
大信村	1	白河市	4
西白河郡計	9	計	18

7 知的障がい者相談員

- (根拠) 知的障がい者福祉法第15条の2
 福島県知的障がい者相談員報償費支給要領

(内容)

知的障がい者相談員を配置し、知的障がい者の家庭における教育、生活等に関する相談、指導、助言を行いました。(参照資料編 表52)

報償費 126千円

知的障がい者相談員設置人数

西郷村	1	棚倉町	1
表郷村		矢祭町	1
東郷村	1	塙町	
泉崎村		鮫川村	
中島村		東白川郡計	2
矢吹町	1		
大信村		白河市	1
西白河郡計	3	計	6

- 5) 人権への配慮と医療の確保

1 精神障がい者の措置入院等に関すること

- (根拠) 精神保健福祉法第23条～第31条、第34条

(内容)

精神障がい者に関する一般住民、警察官からの通報等を受けて、調査、指定医による診察、入院措置等を実施しました。

精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出・診察実施状況

申請件数		通報件数				精神病 院管理 者の届 出件数	合計	診察 不要 件数	診察件数		要措 置件 数
3 4 条	2 3 条	警察 官 (24条)	検察 官 (25条)	保護観 察所の 長(25条 の2)	矯正 施設 の長 (26条)				1次	2次	
1	5	16	1		1	24	2	22	6	6	

措置入院患者の状況

前年度末措置患者数	新規・転入患者数	解除患者数	転出患者数	年度末患者数
2	6	4	2	2

医療保護入院患者の状況

入院届件数	退院届件数
94	92

2 精神病院実地指導及び入院者の実地審査

(根拠) 精神保健福祉法第38条の6
福島県精神病院実地指導要領

(内容)

精神病院に対する指導監督等の徹底を図るため、一般実地指導、特別実地指導及び実地審査を実施しました。

- ・実地指導：3件(一般3件、特別0件)
- ・実地審査：措置入院6名 医療保護入院13名 3か月後の入院0名

3 精神障がい者通院医療費公費負担

(根拠) 精神保健福祉法第32条

(内容)

精神障がい者の通院医療費の一部を公費負担し、通院医療の促進を図りました。

精神障がい者通院医療費公費負担申請・承認状況

年度	1 3	1 4	1 5	1 6
申請件数	787	558	790	622
承認件数	787	558	790	622

4 精神障がい者家族教室の開催

(根拠) 平成16年度精神障がい者家族教室実施要領

(内容)

精神障がい者を抱える家族が病気に対する正しい知識と対処方法を学び、家族が抱える問題等を共有することで家族本来の機能の回復を図り、家族会の活性化を図ることを目的として、平成16年3月1日に開設した精神障がい者地域生活支援センター「生活支援センター・こころん」と共同で開催しました。

5日間コースで開催 参加実人数44名 参加延人数111名

5 アルコール相談事業

(根拠) 福島県精神保健相談・訪問指導要領

(内容)

アルコール関連問題に悩む本人及び家族が自ら問題を認識し、回復に向けての行

動を選択実践できる力を育てる場として談話会を開催しました。

・ 12回(月1回)開催 ・参加実人数17名 ・参加延人数72名

- 6) 在宅福祉サービスの充実

1 精神障がい者居宅生活支援事業

(根拠) 精神保健福祉法第50条の3

福島県精神障がい者居宅生活支援事業補助金交付要綱

(内容)

地域における精神障がい者の日常生活を支援することにより、精障がい者の自立と社会参加を促進しました。(参照資料編 表53)

・実施市町村：居宅介護3市町、短期入所1町、地域生活援助7市町村

・補助率 3/4

・補助金額 7,006千円(本庁執行)

精神障がい者居宅生活支援事業実施状況

市町村	居宅介護等事業		短期入所事業	地域生活援助事業
	事業所指定数	年間利用延時間数	利用実人数	利用実人数
白河市	2	90.5		1
西郷村				1
東村				3
矢吹町				1
大信村				1
棚倉町	1	194.0		5
矢祭町	1		1	
塙町	1	364.5		3
計	5	649.0	1	15

2 重度障がい者支援事業

(根拠) 福島県重度障がい者支援事業費補助金交付要綱

(内容)

重度心身障がい者に係る医療費等についての支援(以下のア～ウの事業)を行った市町村に対して、補助しました。(参照資料編 表53)

・実施市町村 12市町村

・補助率 1/2

・補助額 145,601千円

(1) 重度心身障がい者医療費補助事業

重度心身障がい者の健康保持と福祉増進を図るため、医療費自己負担額についての助成を行った市町村に対して、補助しました。

(2) 在宅重度障がい者対策事業

日常生活において、常に医療的処置を必要とする在宅重度障がい者への治療材料等の給付を行った市町村に対して、補助しました。

(3) 人工透析患者通院交通費補助事業

人工透析を受けている通院患者の通院に要する費用の助成を行った市町村に対して、補助しました。

3 特別障がい者手当等の支給事業

(根拠) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

(内容)

精神又は身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を

要する障がい者等に対して、特別障がい者手当等を支給し、所得保障と福祉の増進を図りました。

支給総額 29,916千円

特別障がい者手当等受給者数 (平成17年3月31日現在)

市町村	特別障がい者 手当受給者数	障がい児福祉 手当受給者数	福祉手当(経過 措置)受給者数	計
白河市(参考)	36	15	5	56
西郷村	4	8	1	13
表郷村	4	3	0	7
東村	2	5	1	8
泉崎村	5	5	1	11
中島村	1	2	1	4
矢吹町	11	5	3	19
大信村	4	5	1	10
西白河郡計	31	33	8	72
棚倉町	3	7	1	11
矢祭町	7	4	0	11
塙町	14	5	3	22
鮫川村	6	4	0	10
東白川郡計	30	20	4	54
計	97	68	17	182
16年度月額	@26,520円	@14,430円	@14,430円	

4 身体障がい者居宅介護等事業

(根拠) 身体障がい者福祉法第4条の2第6項

福島県障がい者在宅福祉事業費補助金交付要綱

(内容)

日常生活を営むうえで支援を要する身体障がい者がホームヘルパーによる身体介護や家事援助等のサービスを受けた場合、支援費を支給した市町村に対して、補助しました。(参照資料編 表53)

- ・実施市町村 11市町村
- ・補助率 1/4
- ・補助額 8,712千円

利用状況

市町村	利用実人数					年間利用 延時間数
	身体 介護	家事 援助	移動 介護 (身体 介護を 伴う)	移動介 護(身 体介護を 伴わな い)	日常 生活 支援	
西郷村	6	3	2		1	4,194.0
表郷村	1					311.5
東村		1				128.0
泉崎村	3					523.5
中島村	1		1			133.5
矢吹町	4	5				1,836.5
大信村	1	1				245.0
郡計	16	10	3	0	1	7,372.0

市町村	利用実人数					年間利用 延時間数
	身体 介護	家事 援助	移 動 介 護 (身 体 介 護 を 伴 う)	移動介 護 (身 体 介 護 を 伴 わ な い)	日 常 生 活 支 援	
棚倉町	4	5				1,826.5
矢祭町	2					1,017.5
塙 町		2				104.0
鮫川村						0.0
郡 計	6	7	0	0	0	2,948.0
白河市	8	4				1,701.5
計	30	21	3	0	1	12,021.5

5 身体障がい者デイサービス事業

(根拠) 身体障がい者福祉法第4条の2第7項

福島県障がい者デイサービス事業・訪問入浴事業補助金交付要綱

(内容)

就労困難な在宅身体障がい者が自立や生きがいを高めるため、身体障がい者デイサービス事業所等に通所して入浴サービス、給食サービス、創作的活動等の支援を受けた場合、支援費を支給した市町村に対して、補助しました。(参照資料編 表53)

- ・実施市町村 7市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 1,678千円

利用実人数

西郷村	1	矢祭町	1
東 村	2	鮫川村	2
中島村	1	郡 計	3
矢吹町	5	白河市	8
郡 計	9	計	20

6 身体障がい者訪問入浴事業

(根拠) 福島県障がい者デイサービス事業・訪問入浴事業補助金交付要綱

(内容)

デイサービス事業所への通所が困難な在宅の重度身体障がい者を対象に、居宅を訪問し、入浴介護サービスを行った市町村に対して、補助しました。

- ・実施市町村 5市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 642千円

7 身体障がい者短期入所事業

(根拠) 身体障がい者福祉法第4条の2第8項

福島県障がい者在宅福祉事業費補助金交付要綱

(内容)

身体障がい者を介護している家族等が、疾病等の理由により、居宅において介護することが困難になり、当該障がい者を一時的に指定施設に短期入所させた場合、支援費を支給した市町村に対して、補助しました。(参照資料編 表53)

- ・実施市町村 3町村

- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 262千円

利用実人数

西郷村	1	鮫川村	1
矢吹町	1	郡計	1
郡計	2	計	3

8 知的障がい者・児童居宅介護等事業

(根拠) 知的障がい者福祉法第4条第7項 児童福祉法第6条の2第7項
福島県障がい者在宅福祉事業費補助金交付要綱

(内容)

日常生活を営むうえで支援を要する障がい児や知的障がい者がホームヘルパーによる身体介護や家事援助等のサービスを受けた場合、支援費を支給した市町村に対して、補助しました。(参照資料編 表53)

- ・実施市町村 12市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 4,989千円

利用状況

市町村	知的障がい者					児 童				
	利用実人数				年間利用 延時間数	利用実人数				年間利用 延時間数
	身体 介護	家事 援助	移 動 介 護 (身体 介護を 伴う)	移 動 介 護 (身体 介護を 伴わ ない)		身体 介護	家事 援助	移 動 介 護 (身体 介護を 伴う)	移 動 介 護 (身体 介護を 伴わ ない)	
西郷村	1		1	3	664.0	2			1	70.5
表郷村		1			148.0			1		67.0
東 村					0.0				1	50.0
泉崎村	2				342.0	4				26.0
中島村				1	190.0			1	1	37.0
矢吹町					76.0					0.0
大信村					0.0				1	21.0
郡 計	3	1	1	4	1,420.0	6	0	2	4	271.5
棚倉町		6			1,482.0	1				120.5
矢祭町	1				178.0	1				9.5
塙 町		1			279.0	2				788.0
鮫川村		3			344.0					0.0
郡 計	1	10	0	0	2,283.0	4	0	0	0	918.0
白河市	5	10		3	3,423.0	5	1			839.0
計	9	21	1	7	7,126.0	15	1	2	4	2,028.5

9 知的障がい者・児童デイサービス事業

(根拠) 知的障がい者福祉法第4条第8項 児童福祉法第6条の2第3項
福島県障がい児及び知的障がい者保護費等負担(補助)金交付要綱

(内容)

在宅の障がい児が日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を受けるために児童デイサービス事業所に通所した場合、また在宅の知的障がい者が自立や生きがいを高めるため知的障がい者デイサービス事業所に通所して入浴サービス、給食サービス、創作的活動等の支援を受けた場合、支援費を支給した市町村に対して、

補助しました。(参照資料編 表53)

- ・実施市町村 9市町村(知的9市町村 児童5市町村)
- ・補助率 1/4
- ・補助額 8,020千円
(知的 4,987千円 児童 3,033千円)

利用実人数

知的障がい者デイサービス				児童デイサービス			
西郷村	4	棚倉町		西郷村	4	棚倉町	
表郷村	2	矢祭町	1	表郷村	1	矢祭町	
東村	1	塙町		東村	1	塙町	
泉崎村	4	鮫川村		泉崎村	4	鮫川村	
中島村	2	郡計	1	中島村		郡計	0
矢吹町	3	白河市	5	矢吹町		白河市	12
大信村	1			大信村			
郡計	17	計	23	郡計	10	合計	22

10 児童デイサービスへの移行促進事業

(根拠) 福島県児童デイサービスへの移行支援事業費補助金交付要綱

(内容)

障がい児に係る小規模の通園事業の児童デイサービス事業への移行を支援するため、当該小規模通園事業に対する助成を行う市町村に対し、補助しました。

- ・実施市町村 2市町
- ・補助率 1/2
- ・補助額 6,000千円

11 知的障がい者・児童短期入所事業

(根拠) 知的障がい者福祉法第4条第9項 児童福祉法第6条の2第4項
福島県障がい児及び知的障がい者保護費等負担(補助)金交付要綱

(内容)

在宅の障がい児や知的障がい者を介護している家族等が、疾病等の理由により、居宅において介護することが困難になり、当該障がい児や障がい者を一時的に指定施設に短期入所させた場合、支援費を支給した市町村に対して、補助しました。(参照資料編 表53)

- ・実施市町村 12市町村
(知的9市町村 児童10市町村)
- ・補助率 1/4
- ・補助額 3,361千円
(知的1,786千円 児童1,575千円)

利用実人数

知的障がい者短期入所				児童短期入所			
西郷村	2	棚倉町	5	西郷村	7	棚倉町	2
表郷村	1	矢祭町	1	表郷村	2	矢祭町	
東村		塙町	1	東村	2	塙町	1
泉崎村	3	鮫川村		泉崎村	3	鮫川村	1
中島村	1	郡計	7	中島村	1	郡計	4
矢吹町	4	白河市	5	矢吹町		白河市	7
大信村				大信村	3		
郡計	11	合計	23	郡計	18	合計	29

12 知的障がい者地域生活援助事業

(根拠) 知的障がい者福祉法第4条第5項

福島県障がい児及び知的障がい者保護費等負担(補助)金交付要綱

(内容)

地域の住宅(アパート、マンション等)で数人の共同生活を営む知的障がい者に対し食事提供や金銭管理等の生活援助を行う住居であるグループホームに、知的障がい者が入居してサービスを受けた場合、支援費を支給した市町村に対して、補助しました。(参照資料編 表53)

- ・実施市町村 5市町村
- ・補助率 1/4
- ・補助額 1,812千円

利用実人数

矢吹町	1	鮫川村	2
郡計	1	郡計	5
棚倉町	1	白河市	2
矢祭町	2	合計	8

13 身体障がい者補装具交付・修理事業

(根拠) 身体障がい者福祉法第20条

(内容)

町村が実施する、身体障がい者のための義肢等の補装具を交付または修理する事業に対して負担しました。(参照資料編 表53)

- ・実施町村 11町村
- ・負担率 1/4
- ・負担額 4,655千円

補装具交付等状況(身体障がい者)

区分	町村分			市分(参考)		
	交付 件数	修理 件数	計	交付 件数	修理 件数	計
義肢	6	6	12	6	5	11
装具	28	11	39	8	3	11
座位保持装置	0	0	0	1	0	1
盲人安全つえ	1	0	1	1	0	1
義眼	1	0	1	0	0	0
眼鏡	3	0	3	4	0	4
点字器	0	0	0	0	0	0
補聴器	24	13	37	6	3	9
人口喉頭	5	0	5	0	1	1
車いす	16	14	30	6	9	15
電動車いす	4	2	6	1	0	1
座位保持いす	0	0	0	0	0	0
起立保持具	0	0	0	0	0	0
歩行器	1	0	1	0	0	0
頭部保護帽	2	0	2	1	0	1
頭部保持具	0	0	0	0	0	0
排便補助具	0	0	0	0	0	0
収尿器	34	0	34	0	0	0
ストマ用装具	575	0	575	397	0	397
歩行補助つえ	3	0	3	6	0	6
計	703	46	749	437	21	458

14 身体障がい者更生医療給付事業

(根拠) 身体障がい者福祉法第19条

(内容)

町村が実施する、身体障がい者の更生のために必要な医療費の給付事業に対して負担しました。(参照資料編 表53)

- ・実施町村 10町村
- ・負担率 1/4
- ・負担額 2,142千円

更生医療給付状況 (給付実人数)

市町村	肢 体		心 臓		腎 臓		合 計		計
	入院	入院外	入院	入院外	入院	入院外	入院	入院外	
西郷村	0	1	6	0	0	5	6	6	12
表郷村	0	0	1	0	0	1	1	1	2
東 村	0	0	1	0	0	2	1	2	3
泉崎村	1	0	0	0	0	2	1	2	3
中島村	0	0	3	0	0	0	3	0	3
矢吹町	0	0	5	1	0	10	5	11	16
大信村	0	0	3	0	0	0	3	0	3
西郡計	1	1	19	1	0	20	20	22	42
棚倉町	1	0	2	0	0	4	3	4	7
矢祭町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
塙 町	0	0	6	0	0	19	6	19	25
鮫川村	0	0	1	0	0	0	1	0	1
東郡計	1	0	9	0	0	23	10	23	33
白河市(参考)	0	0	23	0	1	5	24	5	29
管内計	2	1	51	1	1	48	54	50	104

15 身体障がい者訪問審査事業

(根拠) 身体障がい者福祉法第17条の2

(内容)

身体障がいにより日常生活に著しい支障のある在宅の重度障がい者に対して医師等を派遣して診査及び更生相談を実施する町村に対して、負担しました。

- ・実施町村 2町村
- ・負担率 1/4
- ・負担額 72千円

16 身体障がい者日常生活用具給付等事業

(根拠) 身体障がい者福祉法第18条第2項

福島県障がい者在宅福祉事業費補助金交付要綱

(内容)

市町村が実施する在宅の身体障がい者のための浴槽等の日常生活用具を給付又は貸与する事業に対して、補助しました。(参照資料編 表53)

- ・実施市町村 10市町村
- ・補助率 市1/2 町村3/4
- ・補助額 3,809千円

日常生活用具交付状況（身体障がい者）

区 分	件数	区 分	件数
浴槽（湯沸器含む）		福祉電話	
浴槽	1	ファックス	
湯沸器		パーソナルコンピュータ肢体不自由	
便器	1	者用	
手すり（便器に手すりをつけた場合）	1	視覚障がい者用ワードプロセッサ	
特殊マット	4	酸素ボンベ運搬車	
視覚障がい者用ポータブルレコーダ	5	聴覚障がい者用屋内信号装置	3
盲人用時計		視覚障がい者用拡大読書器	2
特殊便器	2	移動用リフト	1
特殊寝台	7	重度障がい者用意志伝達装置	
点字タイプライター		ネブライザー（吸入器）	1
電磁調理器	1	点字図書	2
歩行支援用具	3	聴覚障がい者用通信装置	5
入浴補助用具	5	携帯用会話補助装置	
特殊尿器		聴覚障がい者用情報受信装置	3
火災警報器		歩行時間延長信号機用小型送信機	
自動消火器		電気式たん吸引器	2
盲人用音声式体温計		点字ディスプレイ	
入浴担架	1	居宅生活動作補助用具	5
盲人用体重計		視覚障がい者用活字文書読上げ装置	2
体位変換器	1		
透析液加温器	6	計	64

17 身体障がい児補装具交付・修理事業

（根拠） 児童福祉法第21条の6

（内容）

町村が実施する、身体障がい児のための義肢等の補装具を交付または修理する事業に対して負担しました。（参照資料編 表53）

- ・実施町村 9町村
- ・負担率 1 / 4
- ・負担額 1,788千円

補装具交付等状況（身体障がい児）

区 分	町 村 分			市分（参考）		
	交付件数	修理件数	計	交付件数	修理件数	計
義肢	0	0	0	0	0	0
装具	13	1	14	2	1	3
座位保持装置	7	0	7	4	1	5
盲人安全つえ	0	0	0	0	0	0
義眼	0	0	0	0	0	0
眼鏡	0	0	0	0	0	0
点字器	0	0	0	0	0	0
補聴器	2	3	5	2	14	16
人口喉頭	0	0	0	0	0	0
車いす	5	1	6	3	0	3
電動車いす	1	0	1	1	0	1
座位保持いす	4	0	4	0	0	0
起立保持具	0	0	0	0	0	0

区 分	町 村 分			市分(参考)		
	交付件数	修理件数	計	交付件数	修理件数	計
歩行器	1	1	2	2	0	2
頭部保護帽	1	0	1	0	0	0
頭部保持具	0	0	0	0	0	0
排便補助具	0	0	0	0	0	0
収尿器	0	0	0	0	0	0
ストマ用装具	0	0	0	0	0	0
歩行補助つえ	0	0	0	0	0	0
計	34	6	40	14	16	30

18 重度障がい児・者日常生活用具給付等事業

(根拠) 知的障がい者福祉法第15条の32第2項 児童福祉法第21条の25第2項
福島県障がい者在宅福祉事業費補助金交付要綱

(内容)

市町村が実施する在宅の障がい児及び知的障がい者のための浴槽等の日常生活用具を給付又は貸与する事業に対して、補助しました。(参照資料編 表53)

- ・実施市町村 3村
- ・補助率 市1/2 町村3/4
- ・補助額 99千円

日常生活用具交付状況(重度障がい児・者)

区 分	件数	区 分	件数
浴槽(湯沸器含む)		障がい者用電話	
浴槽		ファックス	
湯沸器		パーソナルコンピュータ肢体不自由者用	
便器		酸素ボンベ運搬車	
手すり(便器に手すりをつけた場合)		聴覚障がい者用屋内信号装置	
特殊マット	1	視覚障がい者用拡大読書器	
視覚障がい者用ポータブルレコーダー		移動用リフト	
盲人用時計		重度障がい者用意志伝達装置	
特殊便器		ネブライザー(吸入器)	
特殊寝台		点字図書	
点字タイプライター		聴覚障がい者用通信装置	
電磁調理器		携帯用会話補助装置	
歩行支援用具		盲人用体重計	
入浴補助用具		聴覚障がい者用情報受信装置	1
特殊尿器		歩行時間延長信号機用小型送信機	
火災警報器		電気式たん吸引器	1
自動消火器		点字ディスプレイ	
盲人用音声式体温計		居宅生活動作補助用具	
入浴担架		視覚障がい者用活字文書読上げ装置	
体位変換器			
透析液加温器		合 計	3

- 7) 施設福祉サービスの充実

1 身体障がい者施設訓練等支援費事業

(根拠) 身体障がい者福祉法第17条の10

(内容)

身体障がい者が身体障がい者更生援護施設に入所して更生に必要な指導・訓練等を受けている場合、支援費を支給した町村に対して、負担しました。

・実施町村	10町村
・負担率	1/4
・負担額	43,807千円

2 社会事業授産施設等運営費補助事業

(根拠) 福島県身体障がい者保護費補助金交付要綱

福島県障がい児及び知的障がい者保護費等負担(補助)金交付要綱

(内容)

生活保護法及び社会福祉事業法にもとづく授産施設を利用している身体障がい者及び知的障がい者について、市町村が施設事務費に対して補助した場合、補助しました。

・実施町村	1町(身体・知的)
・補助率	3/4
・補助額	6,603千円 (身体 2,437千円 知的 4,166千円)

3 身体障がい者更生訓練等給付費

(根拠) 身体障がい者福祉法第17条の14、第18条の2

福島県身体障がい者保護費補助金交付要綱

(内容)

町村が実施する身体障がい者更生援護施設における訓練及び通所のための費用の給付に対して、補助しました。

・実施町村	4町村
・補助率	3/4
・補助額	67千円

4 進行性筋萎縮症療養等給付事業

(根拠) 福島県身体障がい者保護費補助金交付要綱

(内容)

進行性筋萎縮症者に対する療養等給付事業を行った町村に対して、補助しました。

・実施町村	4町村
・補助率	3/4
・補助額	11,585千円

5 知的障がい者施設訓練等支援費事業

(根拠) 知的障がい者福祉法第15条の11

福島県障がい児及び知的障がい者保護費等負担(補助)金交付要綱

(内容)

知的障がい者が知的障がい者更生援護施設に入所して更生に必要な指導・訓練等を受けている場合、支援費を支給した町村に対して、負担しました。

・実施町村	11町村
・負担率	1/4

・負担額 104,322千円

- 8) 支援費制度の円滑な運営

支援費制度情報交換会の開催

(根拠) 県南圏域支援費制度情報交換会設置要項

(内容)

支援費制度のサービス提供施設及び居宅支援事業者間のネットワークを構築し、支援費制度の向上を図るとともに、情報交換を行うために開催し、地域生活移行への取り組みを促進しました。

・開催回数 1回

・出席者 37名

保健・医療・福祉のさらなる推進

- 1) 健康危機管理体制整備

(根拠) 健康危機管理マニュアル

(内容)

新潟中越地震や台風等の自然災害、高病原性鳥インフルエンザ等をはじめとする感染症などの健康危機管理事例が頻発する中、災害時救急医療連絡体制や所内体制整備、重症急性呼吸器症候群(SARS)集団発生等における陰圧式テント設置訓練を実施し、対応能力向上を図りました。

- 2) 情報ネットワークの構築

1 ホームページ管理運営事業

平成16年11月1日に事務所ホームページをリニューアルし、閲覧者にとって利用しやすいページづくり、また、地域住民が必要とする情報を速やかに取得できるよう時宜に合った情報の発信に努めました。

ホームページアクセス件数 9,566件

2 社会関係及び保健衛生統計調査

(根拠) 統計法

(内容)

国の厚生行政施策の基礎資料を得るための各種厚生統計調査について、厚生労働省から委託を受けて実施しています。

衛生行政報告例、福祉行政報告例、病院報告、医療施設動態調査、人口動態調査等の月報、年度報の報告を適正に行いました。

なお、平成16年度から、人口動態調査オンライン報告システムを導入した管内市町村は5市町村でした。(白河市、表郷村、棚倉町、埴町、鮫川村)

主な厚生統計調査

国民生活基礎調査(世帯票)

国民生活基礎調査(所得票)

医師・歯科医師・薬剤師等調査

第3回21世紀成年者縦断調査

社会福祉施設調査

病院報告(従事者票)

- 3) サービス総合化のシステムの確保

1 県南地域保健医療福祉推進会議

(根拠) 福島県県南地域保健医療福祉推進会議設置要綱

(内容)

県南保健医療福祉推進会議は、県南地域における「安心して暮らしともに生きる健康福祉社会の実現」に向け、保健・医療・福祉が連携し、地域の実情に即した総合的・一体的な施策展開を図ることを目的として設置しています。

平成16年度は、県南保健福祉事務所主要事業、県南地域保健医療圏計画の進捗状況等について審議を行いました。

ア 第1回県南地域保健医療福祉推進会議 平成16年7月1日

・第四次福島県保健医療福祉計画「うつくしま保健医療福祉プラン21」について

- ・ 県南保健福祉事務所主要事業について
- イ 第 2 回県南地域保健医療福祉推進会議 平成 17 年 3 月 17 日
 - ・ 第四次福島県保健医療計画「うつくしま保健医療福祉プラン 2.1（県南圏域計画）」について
 - ・ 平成 17 年度県南保健福祉事務所の基本方針及び重点施策（案）について

2 地域ケアフロンティア事業

在宅サービスを担う保健・医療・福祉等の関係機関及び関係者の協力を図り、在宅療養者のニーズに対応した適切なサービスを提供するとともに、地域保健活動を円滑かつ効果的に推進することを目的として開催しました。

(1) ケア調整会議

(根拠) ケア調整会議設置要綱

(内容)

ア 平成 16 年 8 月 9 日開催

- ・ ケースの種別・・・精神（問題行動が精神疾患に起因するものかどうか専門的判断及び精神科医療の必要性、緊急性について検討）

参加者：市町村（2 人）医師（1 人）保健福祉事務所等（4 人）

イ 平成 16 年 8 月 31 日開催

- ・ ケースの種別・・・精神（精神科治療中断及び経済的問題、近隣者への迷惑行動のあるものへの支援について検討）

参加者：市町村（2 人）医師（1 人）保健福祉事務所等（7 人）

(2) 地域在宅ケア研修

(根拠) 地域在宅ケア研修会実施要領

(内容)

児童虐待防止ネットワークづくりの中で民生児童委員の役割について、研修を実施しました。

- ・ 開催日：平成 17 年 1 月 17 日
- ・ 現況報告：管内における児童虐待の現状について
（福島県中央児童相談所白河相談室）
- ・ 講義：児童虐待防止ネットワークづくりの中で民生児童委員の役割
（社会福祉法人青葉学園園長）
- ・ 参加者数：76 人（市町村職員、民生委員等）

- 4) 保健・医療・福祉における研修の推進

地域保健福祉活動推進研修

(根拠) 地域保健福祉活動推進研修実施要領

(内容)

市町村及び関係機関等において地域保健福祉事業及び活動に従事する関係者の資質の向上を図り、地域保健福祉対策が推進することを目的に開催しました。

未成年者飲酒防止対策研修会

- ・ 開催日：平成 17 年 2 月 8 日
- ・ 講演：地域における未成年者の飲酒防止対策～自分を大切にすることを、子どもたちにどう伝えるか～
- ・ 講師：特定非営利活動法人 予防教育プランナー
- ・ 参加者数：72 人（市町村職員、養護教諭等）

- 5) 保健・医療・福祉の人材の確保と資質の向上

1 新医師臨床研修「地域保健・医療」

(根拠) 医師法

(内容)

平成17年度から新医師臨床研修制度に基づく「地域保健・医療」研修が実施されることから、当事務所における研修プログラムを作成するとともに、臨床研修協力施設として、受け入れ体制の整備を図りました。

平成17年度(5月～2月)研修予定

福島県厚生農業協同組合連合会白河厚生総合病院研修医7名

2 実習生に対する教育・実習指導

(根拠) 福島県保健医療福祉関係実習生受入実施要綱

(内容)

保健福祉事務所の実習を通して、地域保健福祉活動の理解を深めることを目的に、保健医療・福祉学生等の実習指導を行いました。

実習生受入状況

養成施設名	実習人数	実習期間
ポラリス保健看護学院	9人	16年5月24日～5月27日
獨協医科大学医学部	4人	16年8月30日～9月3日
郡山女子大学	5人	16年9月6日～9月10日
福島介護福祉専門学校	2人	16年9月13日～9月17日
訪問介護員1級課程養成研修	3人	17年2月15日

グループ・チーム別所掌事項

グループ・チーム名	事項	頁
地域支援グループ	- 1) 地域福祉の総合的・計画的推進	59
	- 2) 県民の福祉活動への支援・参加促進	59
	- 4) 生活援護を必要とする人への支援	60
	- 1) ノーマライゼーション理念の普及・啓発の促進	84
	- 2) 情報ネットワークの構築	100
	- 3) サービス総合化のシステムの確保	100
	- 4) 保健・医療・福祉における研修の推進	101
	- 5) 保健・医療・福祉の人材の確保と資質の向上	102
保健福祉グループ児童家庭支援チーム	- 3) 保護援助を必要とする女性への支援	60
	- 1) 母子保健医療施策の推進	67
	- 2) 子育て支援環境づくりの推進	72
	- 3) 子育て家庭の支援	73
	- 4) 子育てと仕事の両立支援	73
	- 5) 子どもの健全育成の推進	74
	- 6) 子どもの豊かな心づくり	74
	- 7) 子どもの権利擁護の推進	74
保健福祉グループ高齢者支援チーム	- 4) 人にやさしいまちづくりの推進	32
	- 5) 安心して暮らせる住環境の整備促進	32
	- 3) 成人保健・職域保健の推進	37
	- 9) 国民健康保険制度及び老人医療制度の安定的な運営の推進	57
	- 1) 生きがいづくりと社会参加の促進	75
	- 2) 健康づくり・介護予防の推進	75
	- 3) 在宅医療・介護の充実	78
	- 4) 施設医療・介護の充実	79

グループ・チーム名	事項	頁
	- 5) 介護保険制度の円滑な運営	79
保健福祉グループ障がい者支援チーム	- 4) こころの健康づくり	39
	- 1) ノーマライゼーション理念の普及・啓発の促進	84
	- 2) 総合療育体制の推進	84
	- 3) 雇用と就労の促進	85
	- 4) 自立の支援と社会参加の促進	86
	- 5) 人権への配慮と医療の確保	87
	- 6) 在宅福祉サービスの充実	89
	- 7) 施設福祉サービスの充実	98
	- 8) 支援費制度の円滑な運営	99
生活保護グループ	- 4) 生活援護を必要とする人への支援	60
健康増進グループ	- 1) 健康ふくしま21県民健康づくり運動の推進	35
	- 2) 生活習慣病予防の推進	36
	- 5) 歯科保健対策	39
	- 6) 難病対策の推進	40
医療薬事グループ医事薬事チーム	- 9) 薬物乱用の防止	50
	- 1) 医療提供体制の整備	52
	- 2) 医療機関の整備	52
	- 3) 救急医療体制の整備	52
	- 4) 災害時医療体制の充実	53
	- 5) 移植医療の推進	54
	- 6) 医薬分業の適正な推進	54
	- 7) 医薬品等の適切な使用、安全性の確保	54
	- 8) 献血者の確保	56
	- 1) 健康危機管理の体制整備	100
医療薬事グループ感染症予防チーム	- 7) 感染症対策の推進	43

グループ・チーム名	事項	頁
	- 8) 結核対策の推進	46
衛生推進グループ環境衛生チーム	- 1) 安全な水の確保	25
	- 3) 安全で衛生的な環境の確保	28
衛生推進グループ食品衛生チーム	- 2) 食品等の安全性の確保	26
	- 6) 人と動物の共生の推進	32

平成16年度県南保健福祉事務所決算状況

単位:円

一般会計			
収入額	24,723,240	支出額	1,649,433,161

特別会計 (福島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計)			
収入額	0	支出額	21,926,590

一般会計内訳 (款・項・目)

<収入内訳>

款	項	目	金額
分担金及び負担金	負担金	民生費負担金	11,917,160
		衛生費負担金	1,583,020
		小計	13,500,180
使用料及び手数料			245,790
諸収入	預金利子		8
		雑入	10,977,262
		小計	10,977,270
合計			24,723,240

<支出内訳>

款	項	目	金額
総務費	総務管理費	人事管理費	497,530
		諸費	5,000
		小計	502,530
	統計調査費	厚生統計調査費	754,710
	合計		1,257,240
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	15,461,115
		障害福祉総務費	226,547,134
		身体障害者福祉費	80,330,637
		知的障害者福祉費	116,063,244
		高齢福祉総務費	162,368,836
		介護保険費	680,930
		精神障害者福祉費	705,260
		小計	602,157,156
	児童福祉費	児童福祉総務費	75,306,751
		児童措置費	533,098,334
		母子福祉費	4,608,991
	小計	613,014,076	
	生活保護費	扶助費	377,309,661
		生活保護総務費	1,797,713
		小計	379,107,374
合計		1,594,278,606	
衛生費	公衆衛生費	公衆衛生総務費	3,473,295
		結核対策費	2,219,609
		予防費	5,343,633
		精神保健費	731,551
		小計	11,768,088
	環境衛生費	環境衛生費	1,885,280
		食品衛生費	2,063,349
		小計	3,948,629
	保健福祉事務所費	保健福祉事務所費	23,130,738
		小計	23,130,738
	医薬費	医薬総務費	11,588,804
		医務費	581,210
		保健師等指導養成費	30,000
		薬務費	720,550
		小計	12,920,564
合計		51,768,019	
労働費	雇用対策費	緊急雇用対策費	2,129,296
合計		1,649,433,161	